

PwC's View

Vol. 55
March
2025

特集

サステナビリティ経営の最前線



特集

サステナビリティ経営の最前線

● 気候変動対策の今	6
● 自然資本／生物多様性の潮流 —— ネイチャーポジティブ経営へ	13
● サステナビリティ×マーケティング×コミュニケーション	22

連載

基礎研究所だより

● 第21回 サステナビリティ報告のマテリアリティを考える —— 持続可能な社会にとって大事なこと（後編）	27
--	----

税務

● デジタル経済課税／第1の柱（利益A／利益B）の議論に関する 最新動向について	32
---	----

海外

● 韓国半導体産業の現状および成長のための今後の施策	37
----------------------------------	----

ご案内

書籍紹介	42
Viewpoint	44
海外PwC日本語対応コンタクト一覧	46

※法人名、役職、インタビューの内容などは掲載当時のものです。

特集

サステナビリティ経営の最前線

今日の企業経営において、サステナビリティやESG（環境・社会・ガバナンス）の取り組みは必須課題といえます。世界各地で起こる異常気象などを背景に気候変動対策は避けられない課題となっており、脱炭素経営の推進は待ったなしです。また、自然資本や生物多様性を守りつつ、持続可能な経済活動の実現を目指す「ネイチャーポジティブ」という概念が注目を集めています。さらに、サステナビリティ情報の開示基準の整備が進められる中で、企業の取り組みをステークホルダーに伝える「サステナビリティコミュニケーション」の重要性も増しています。

本特集ではこうしたサステナビリティ経営に関する最新の論点を取り上げます。

1つ目の論考は、「気候変動対策の今」と題し、世界・日本の気候変動対策を概説するとともに、カーボンニュートラルに向けた最新の技術や対策、脱炭素経営を目指すまでの検討事項などを解説します。

2つ目の論考「自然資本／生物多様性の潮流」では、ネイチャーポジティブの全体像とそのビジネスへの影響を詳しく説明します。

3つ目の論考は、「サステナビリティ×マーケティング×コミュニケーション」をテーマに、サステナビリティ情報開示の成果を最大化するための、マーケティングの観点の重要性を解説します。

気候変動対策の今



PwC Japan 有限責任監査法人

サステナビリティ・アドバイザリー部

パートナー 石川 剛士

はじめに

気候変動対策は、多様なサステナビリティの課題の中でも、多くの企業で特に重要な位置付けられています。2000年代後半、京都議定書に合わせて政府主導で「チームマイナス6%」というプロジェクトが実施されました。これは、京都議定書の第一約束期間に合わせ、「2012年までに日本国内の温室効果ガスの排出量を1990年と比べて6%削減すること」を目標にしたプロジェクトで、脱炭素や国に寄付するというカーボンオフセットがちょっとしたブームとなりました。しかし、2013年以降、そのブームは沈静化していきました。

その後、世界各地で起こる異常気象を背景に気候変動対策は避けられない課題となっています。特に2020年からは、日本社会でも本格的な気候変動対策の動きが活発になりました。政府も脱炭素に向けたさまざまな取り組みを進め、民間企業もそれに呼応するように積極的な対策をとるようになってきました。

本稿では、これまでの気候変動対策を簡単に振り返るとともに、カーボンニュートラルに向けてどのような対策が検討されているのか、企業として脱炭素経営を目指すためにはどのようなことを考えなければならないのかを解説します。

なお、文中の意見は筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではないことをお断りします。

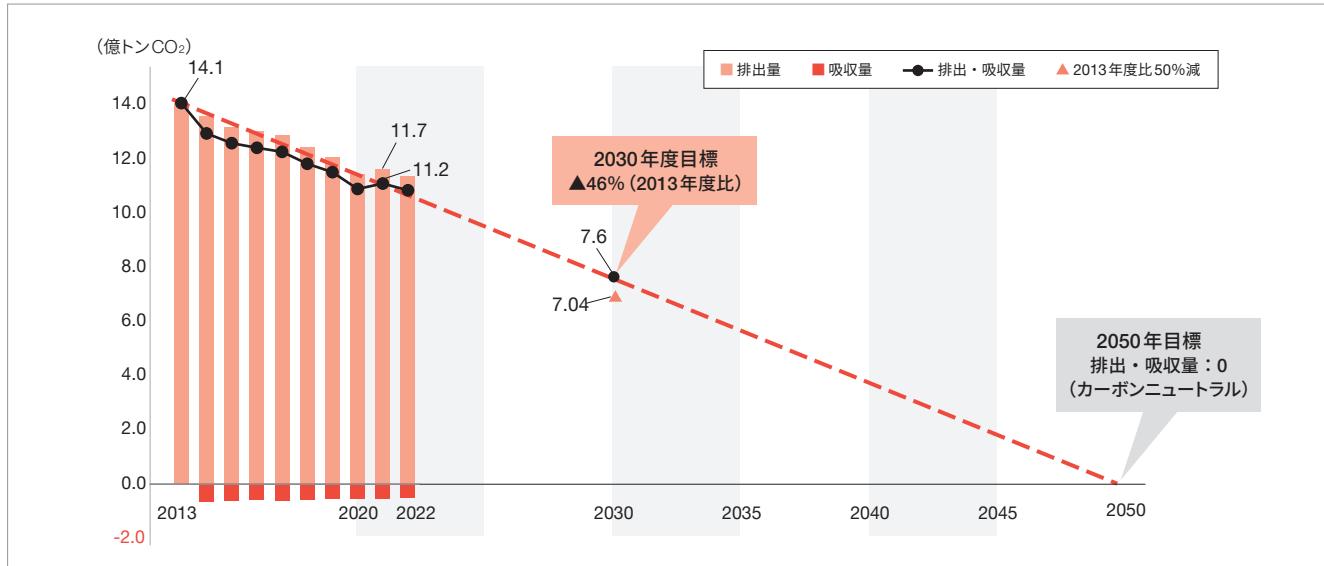
1 脱炭素の現在地

2015年12月、パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) で2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されました。パリ協定の採択以降、気候変動への注目が高まり、2020年に入ってからは多くの国がカーボンニュートラルを宣言しています。しかし、2024年10月に国連環境計画 (UNEP) から公表されたレポートによると、2023年の温室効果ガス (Green House Gas : GHG) 排出量は、前年比1.3%増加の571億トンと、過去最多となりました。カーボンニュートラルを目指し、各国が取り組みを進めていますが、残念ながらまだその増加を止めることができていません。カーボンニュートラルという目標を達成するには、一部の国や大企業のみが実施すれば達成できるようなものではなく、全世界が一丸となって取り組む必要があります。目標達成を後ろ倒しすれば、その影響は気候変動として私たち自身に跳ね返ってきます。

日本では、2020年10月26日、菅義偉首相（当時）の所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言されました（**図表1**）。2021年4月22日には、地球温暖化対策推進本部の決定を踏まえ、米国主催気候サミット（オンライン開催）において、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度にGHG排出量を2013年度比で46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることが表明されました。

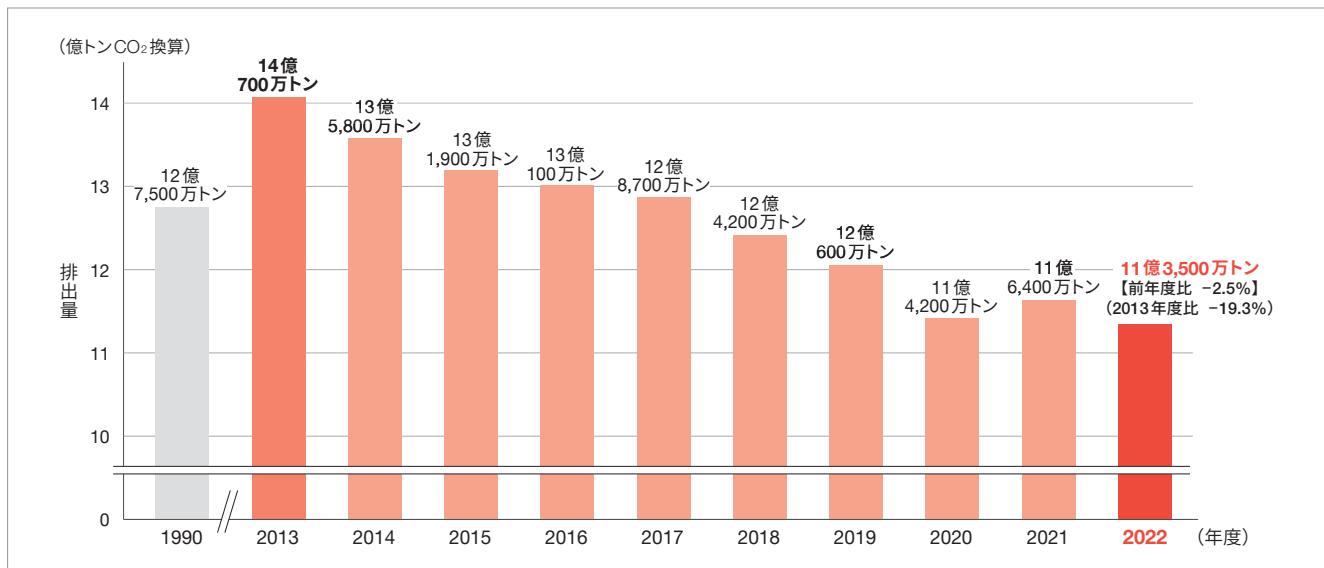
日本のGHG排出量は2013年度の14億700万トンをピークに減少に転じ、2022年度は11億3,500万トン（2013年度比▲19.3%）と2030年度目標に向けて着実に進捗しています（**図表2**）。ただし、近年のAI等の普及に伴うデータセンターや半導体工場の新增設などにより電力需要が増加に転じることが予測されています。

図表1：日本の温室効果ガス削減の目標および進捗状況



出所：環境省「2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について」をもとにPwC作成

図表2：日本の温室効果ガス排出量



出所：環境省「2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について」をもとにPwC作成

増加する電力需要に対するため、再生可能エネルギーの導入拡大、化石燃料の代替となる脱炭素エネルギーの活用に向けた調整が行われています。第6次エネルギー基本計画では2030年の再エネ導入見通しが、第7次エネルギー基本計画では2040年度の再エネ導入目標の見通しが示されています。一次エネルギー供給総量としては、2030年度で4.3億kL、2040年でも同程度の供給需要が想定されています（図表3、図表4）。ただし、エネルギー構成は、石炭や石油等の割合を低下させ、再生可能エネルギーおよび水素・アンモニア等（合成燃料、合成メタンを含む）の割合を増加させる

方針が示されています。

また、日本のエネルギー自給率は十数%であり（図表5）、そのほとんどを輸入に頼っています。輸入エネルギーの価格は、石油価格などの価格と為替レートの変動に大きく影響を受けます。エネルギー単価は、産油国の動向やロシア・ウクライナ問題など、世界のエネルギー情勢を強く反映します。一方で太陽光や風力といった再生可能エネルギーは、地産地消のエネルギーであることから、発電にあたって海外のエネルギー情勢や為替の影響をほとんど受けません。地産地消のエネルギーの利用拡大は、エネルギー価格の安定化と合わせ

図表3：一次エネルギー供給量の構成

	2013年度（実績）		2022年度（実績）		2030年度（見通し）		2040年度（見通し）	
	億kL	%	億kL	%	億kL	%	億kL	%
石油等	2.3	43%	1.7	36%	1.3	31%	0.9～1.2	20%程度
石炭	1.4	25%	1.2	26%	0.8	19%	0.4～0.5	10%程度
天然ガス	1.3	23%	1.0	21%	0.8	18%	0.8～0.9	20%程度
原子力	0.0	0%	0.1	2%	0.4	9～10%	0.5	10%程度
再エネ	0.5	8%	0.7	15%	1.0	22～23%	1.1～1.3	30%程度
水素・アンモニア	-	0%	-	0%	0.02	0%	0.2	5%程度
総量	5.4		4.7		4.3		4.2～4.4	

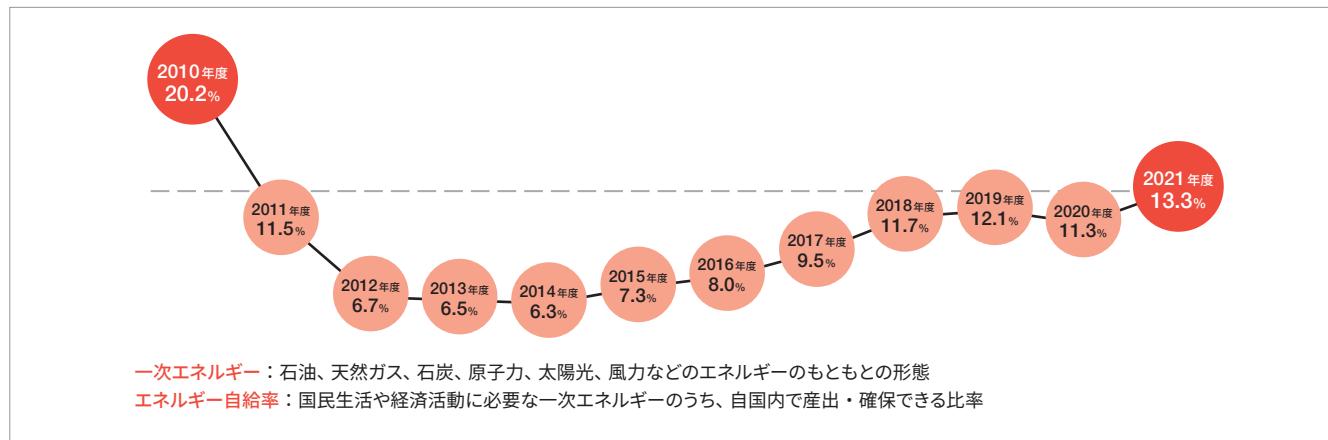
出所：第6次エネルギー基本計画、第7次エネルギー基本計画をもとにPwC作成

図表4：発電電力量の電源構成

	2013年度（実績）	2022年度（実績）	2030年度（見通し）	2040年度（見通し）
再エネ	10.9%	21.8%	36～38%	4～5割程度
	太陽光	1.2%	9.2%	14～16%
	風力	0.5%	0.9%	5%
	水力	7.3%	7.7%	11%
	地熱	0.2%	0.3%	1～2%
	バイオマス	1.6%	3.7%	5～6%
原子力	0.9%	5.6%	20～22%	2割程度
火力	88.3%	72.6%	41%	3～4割程度

出所：第6次エネルギー基本計画、第7次エネルギー基本計画をもとにPwC作成

図表5：日本のエネルギー自給率



出所：資源エネルギー庁資料をもとにPwC作成

て、エネルギーセキュリティ、エネルギー自給率の向上にも寄与します。

カーボンニュートラルを目指すにあたり、脱炭素技術として注目されているものを図表6に示します。

この数年でカーボンニュートラルを実現するために必要な技術は整理が進み、各技術の研究開発や実証事業が開始されています。これらは日本に閉じることなく、先進国を中心に戦国で取り組みが進められています。企業にとっては、

これらの技術を利用するという側面だけでなく、これから成長が見込まれるマーケットに対して製品やサービスを提供するチャンスとして検討することもできるでしょう。

従来型の太陽光発電では、日本企業は当初技術優位性をっていたものの、他の国々の製品にそのシェアを奪われる結果となりました。その教訓を生かしながら、日本で強みを持った次世代技術を開発し、その技術をもとに世界のカーボンニュートラルに貢献することが期待されます。

図表6：主な脱炭素技術

名称	説明
水素	無色・無臭・無毒の気体。最も軽い気体で、拡散しやすい。自然発火はしにくいものの、燃焼範囲は4～75%と広い。燃焼しやすく、消えにくい。合成燃料の原料、脱炭素エネルギーの1つとして注目されている
「グレー水素」	化石燃料を使用して製造した水素。製造工程でGHGが排出される
「ブルー水素」	製造工程で発生するCO ₂ を回収し、大気へ放出されるGHGを削減している水素
「グリーン水素」	再生可能エネルギー（再エネ）などを使って、製造工程でもGHGを排出せずにつくられた水素
アンモニア	無色のガスで、特有の強い刺激臭と毒性がある。水によく溶ける。燃焼してもCO ₂ などのGHGを排出しないが、酸性雨の要因となる窒素酸化物を排出しやすい。肥料や化学製品の原料として使われており、一定程度のインフラがある。水素に次いで、脱炭素エネルギーとして注目されている
CCUS ^{※1}	CO ₂ を集めて貯留、活用する仕組み。火力発電所や製鉄所・化学工場のようなCO ₂ を大量に排出する場所での活用が期待されている
DACCS ^{※2}	大気中のCO ₂ を直接回収し、貯留する技術
BECCS ^{※3}	バイオマスの燃焼で発生したCO ₂ を回収・貯留する技術
ペロブスカイト太陽電池	次世代太陽電池。従来型のシリコン系、化合物系太陽電池に迫る変換効率を持つ。フィルム状で軽く、柔軟性がある。建物の壁面やガラス面への設置に加えて、耐荷重の低い屋根部への設置可能性も広がる。現時点では、寿命、耐久性が低く、その向上に向けた研究がなされている
洋上風力	島国日本は、化石燃料等の資源が乏しいうえ、地上では太陽光や風力の適地も広くない。しかし、日本を囲む洋上には、風力発電に適した場所が広がっている。日本の再生可能エネルギー電力拡大に向け注目が高まっている

※1 CCUS : Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage

※2 DACCS : Direct Air Capture with Carbon Storage

※3 BECCS : Bio-Energy with Carbon dioxide Capture and Storage

出所：PwC作成

2 脱炭素エネルギー

水素やアンモニア、合成燃料、合成メタンなどは、化石燃料を代替するカーボンニュートラルなエネルギーです。水素やアンモニアは、燃焼時にGHGである二酸化炭素を発生させません。合成燃料や合成メタンは、燃焼時に二酸化炭素を排出させるものの、グリーン水素（再生可能エネルギー由来の水素）と大気中の二酸化炭素や発電所等から排出された二酸化炭素を使って製造することから、ライフサイクル全体では大気中の二酸化炭素を増やすことがない燃料と考えることができます。

私たちが利用するエネルギーを電力とそれ以外の燃料（ガス、石油、石炭等）に分けると、電力ではGHGを排出しない太陽光や風力発電などの再生可能エネルギーが実用・普及段階となっていますが、カーボンニュートラルな燃料はまだ供給量が少なく、経済性も厳しいものがほとんどで、より一層の研究開発と普及拡大、コストダウンが期待されています。

加えて、水素やアンモニアのような新しい脱炭素エネルギーには新しいインフラの検討も必要となります。いくらエネルギーを製造したとしても、消費されなければ意味がないですし、消費する用途があったとしても、エネルギーを供給するインフラが整っていなければ継続的に利用することが難しくなります。そのため脱炭素エネルギーを活用するには、

「創る」「運ぶ」「使う」という3つのステージに分けて考えるといいでしょう。

「創る」は、エネルギーの製造段階です。カーボンニュートラルエネルギーとして何を作るのか、単純にエネルギーを製造するだけでなく、最終的にはその製造段階でもカーボンニュートラルとなるような技術の開発が必要となります。

「運ぶ」は、製造したエネルギーを利用・消費場所まで運ぶためのインフラです。合成燃料、合成メタンなど、既存のインフラを活用することができるものもあれば、水素のように新しくインフラを整える必要があるものもあります。水素やアンモニアの場合は、エネルギーの需給規模に応じた運ぶ技術も必要となります。

「使う」は、脱炭素エネルギーを使うことです。脱炭素燃料として期待されている水素やアンモニアを新エネルギーとして活用できる場面は、現時点では限定的であることから、その活用範囲の拡大が期待されています。2050年のカーボンニュートラルに寄与するためには火力発電所やそれに準ずる大規模需要家による需要の創出が必要になります。脱炭素エネルギーの普及が進みにくい要因の1つとして高コストがありますが、開発研究・実証段階の水素・アンモニアの実用化にあたっては需要創出による経済性の確保、そして大規模生産による費用削減が期待されます。

また、私たちの目的は水素やアンモニアを利用することではなく、カーボンニュートラルな脱炭素エネルギーを利用す

ことです。その製造段階、輸送段階で多くのGHGを排出するエネルギーとならないよう留意する必要があります。新しいインフラを整備する場合、エネルギーを作る場所と使用する場所が近ければインフラ整備、輸送に係るコストも下がりやすくなります。「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」での取り組みのように、特定の域内で集中的に「創る」「運ぶ」「使う」技術を構築しつつ、需要を拡大することで、カーボンニュートラル実現に向けた水素・アンモニア利活用の促進が期待されます。

3 脱炭素経営に向けて

私たちの経済活動にエネルギーは欠かせません。多くの製品やサービスを提供するには、多くのエネルギーを使用する必要があります、企業の経済的規模の拡大に伴ってエネルギー使用も増加していくのが一般的です。一方、二酸化炭素を中心としたGHG排出量は、エネルギー使用量に比例して増加します。つまり、企業活動が活発化すればするほど、GHGの排出量も増加することになります。

企業が脱炭素経営を実現するためには、省エネルギーを徹底し、脱炭素エネルギーを活用する必要があります。省エネルギーは、製品の製造やサービスの提供で単位当たりに使用するエネルギーそのものを減らし、間接的に排出される二酸化炭素を抑えることです。例えば、現在使用している設備をより高効率な照明設備やボイラー設備へ更新することにより、エネルギー使用効率を上げるといった事例がわかりやすいでしょう。ハードウェア面以外でも、設備の運用方法を見直したり、製造プロセスを見直すことにより改善を行う方法があります。また、一企業にとどまらず、他企業と連携することで全体としての最適化を行うことも考えられます。このように省エネルギーに取り組むことで、単位当たり100使用していたエネルギーを90、80と減らすことができます。GHG排出削減につながるだけでなく、コストダウンやエネルギーの高騰リスク軽減にもなります。

しかし、省エネルギーを徹底しても、そのエネルギー使用量をゼロにすることはできません。削減しきれないエネルギーから排出されるGHGを削減するために利用するのが、再生可能エネルギーを含む脱炭素エネルギーです。脱炭素エネルギーの利用は、エネルギー使用量増加に伴って増加するGHG排出を切り離す（デカップリングする）ことができます。

ここで、多くの事業者が調達の対象となるであろう再生可

能エネルギー電力の調達方法について整理します（図表7）。

① 自家発電

自家発電は、電力を使用する事業所の敷地内に太陽光・風力などの再生可能エネルギー発電所を設置し、発電した電力を自家消費する方法です。主なメリットとして、送電網に接続する必要がないため、出力制御が行われないことが挙げられます。電気は、常時変動する需要に合わせて電源を調整し、需給バランスを維持することにより安定性を確保しています。出力制御が行われるのは、供給エリア内の需要が少ないタイミングで調整が困難となる需要以上の発電がなされると予測されるときです。出力制御が行われると、発電所側は電力の売却機会を、需要側は脱炭素エネルギーの調達機会を失うことになります。

次のメリットは、化石燃料賦課金リスクの回避効果です。化石燃料賦課金は、GX推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）において2028年度から、化石燃料の輸入事業者等に対して、化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて徴収するとしています。化石燃料由来の電力を使用している場合、電力を消費する事業者が直接支払うものではありませんが、その燃料の輸入段階で課税されるため、電力消費者は化石燃料賦課金を含んだ電気代を支払うことになります。自家発電ならば、敷地内で発電した二酸化炭素を発生しない再生可能エネルギー電力を使用する、つまり、化石燃料賦課金を含んだ電気の使用を代替する分の回避効果が生じます。

続いて、安定価格での再エネ調達効果が考えられます。化石燃料由来の電力や燃料は、世界の石油価格や為替の影響を強く受けます。一方で、敷地内の再エネ発電所は、石油価格や為替の影響を受けることはなく、経済面では安定した電力供給源となります。最後に、送電網を利用しないことから、再エネ賦課金、託送料金、バランシングコストの負担も生じないことです。これらのコストは電力単価のそれなりの割合を占めることから、その経済効果は大きくなります。

デメリットとしては、再生可能エネルギー発電設備を設置するための初期投資費用が必要となる点、発電設備の維持・運用、メンテナンス対応を自社で計画的に実施する必要がある点、敷地内という設置場所の制約を受ける点が挙げられます。敷地が潤沢で、需要規模に見合った発電設備の設置に必要な土地が十分にある事業者はそれほど多くありません。例えば、太陽光発電設備は20年以上利用可能とされていますが、事業所や工場の屋根上に設置する場合、建物の経過築年数によっては導入を悩むケースもあるでしょう。

図表7：再生可能エネルギー電力の調達方法

調達方法	メリット	デメリット
①自家発電	<ul style="list-style-type: none"> 出力制御が行われない 化石燃料賦課金リスクを回避できる エネルギー価格の変動リスクが低い 再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）託送料金、バランシングコストがかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 初期投資費用が必要となる 運用、メンテナンス対応を自社で実施する必要がある 敷地内という設置の制約を受ける
②コーポレートPPA（オンサイト）	<ul style="list-style-type: none"> 出力制御が行われない 化石燃料賦課金リスクを回避できる エネルギー価格の変動リスクが低い 再エネ賦課金、託送料金、バランシングコストがかからない 初期費用が抑えられる 運用、メンテナンス対応は委託先で実施される 	<ul style="list-style-type: none"> 自家発電よりも価格は割高となる 15～25年程度の契約が必要となり、長期契約に伴うリスクがある 敷地内という設置の制約を受ける
③コーポレートPPA（オフサイト）	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料賦課金リスクを回避できる エネルギー価格の変動リスクが低い 外部に敷地を確保できれば、需要規模に応じた再エネ発電所を導入することができる 初期費用が抑えられる 運用、メンテナンス対応は委託先で実施される 	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートPPA（オフサイト）よりも価格は割高となる 15～25年程度の契約が必要となり、長期契約に伴うリスクがある 出力制御が行われる（エリアにより実施の有無、頻度が異なる） 再エネ賦課金、託送料金、バランシングコストの負担が必要
④再エネ証書活用	<ul style="list-style-type: none"> 利用する電力とは別に再エネ環境価値を購入するため、既存電力の制約を受けない 設備投資が必要ない 	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料賦課金リスクは回避できない 電力調達にあたって石油価格、為替の影響を受ける 一般電力調達費用に加えて、継続的な証書購入費用が必要となる 一般電力を購入するにあたっての再エネ賦課金の負担が必要
⑤小売電気事業者からの購入	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資が必要ない 短期的であっても調達可能 	<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料賦課金リスク、石油価格・為替の影響リスクは小売電気事業者の電力調達方法による 一般電力よりも割高になりやすい

出所：PwC 作成

② コーポレートPPA（オンサイト）

コーポレートPPA（オンサイト）は、事業所の敷地内に委託先の再エネ発電所を設置してもらい、その発電所から発電された電力を購入、自家消費する方法です。発電設備の所有者（設置費用負担者）は委託先となるため、自家発電のメリットに加えて、初期費用を抑えられるメリットがあります。また、発電設備の維持・運用、メンテナンス対応も、設置した発電設備で多く発電し、売電収入を向上させるインセンティブとなるため委託先で実施することが一般的です。

デメリットとしては、長期契約によるリスク対応が必要になる点です。事業者と委託先は15～20年程度のPPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）を締結することになります。PPA契約の締結期間中は電力料金が変わらないため、大幅な円高、原油価格の下落、政策変更による賦課金等の撤廃などによっては、電力会社から購入したほうが安価に購入できるようになるリスクがあります。また、発電設備は委託先の所有物となるため、設備が設置されている建物の改修や建て替えに制約が発生するほか、その場所で事業を継続する上でのリスクも考えられます。

③ コーポレートPPA（オフサイト）

コーポレートPPA（オフサイト）は、自社の敷地外に委託先の再生可能エネルギー発電所を設置してもらい、その発電所で発電された電力を、送電網を通じて購入、消費する方法です。オンサイト型のコーポレートPPAと比較すると、発電するための敷地を調達することになるため、需要規模に応じた再エネ発電所を導入することができる点が挙げられます。

一方で、送電網を利用することから、再エネ賦課金・託送料金・バランシングコストなどの負担が発生し、オンサイト型コーポレートPPAよりも契約電力単価が割高になり、出力制御が行われるリスクもあります。長期のPPA契約リスクを低減させる目的で、中小規模のオフサイトPPAを複数締結するケースもあります。PPAを途中で解約する場合、違約金が発生するのが一般的です。省エネルギーの進歩や事業規模の縮小などにより、事業所の電力需要が減った場合、PPA契約の解除による調整が必要になることも想定されます。大型の発電所が1か所の場合、選択肢は1つしかありませんが、中小規模の発電所を複数持っている場合、新しい電力需要に必要なPPA契約を残し、削減が必要な分のみを解除することができます。一方で、一般的に中小規模発電所よりも大規模発電

所のほうが発電コストは安くなる傾向にあるため、一概に当該手法が最適とは言えない点に留意が必要です。

④ 再エネ証書活用

再エネ証書活用は、再生可能エネルギー発電所の環境価値を取引可能な形にした、非化石証書、J-クレジット（再エネ）、グリーン電力証書を購入し、活用することです。これらを活用することで、利用している電力を再エネ化することができます。使用した電力に応じて証書やクレジットを充てるため、自社の電力デマンドに応じた調整などは不要です。また、設備投資の必要もないため、取り組みやすいといったメリットがあります。一方で、化石燃料賦課金リスク、エネルギー価格の変動リスクは回避できず、一般電力の調達費用に加えて、証書・クレジットの購入費が、再エネ化をする間、継続的に必要となります。また、再エネ証書もニーズが高まってきており、必要なタイミングで必要な量が調達できなくなるリスクがあります。

⑤ 小売電気事業者からの購入

小売電気事業者からの購入は、小売電気事業者が用意している再生可能エネルギー電力メニューから電力を購入する方法です。従前、電力は一般電気事業者から必要な量を購入することが通常でしたが、2011年の東日本大震災を契機に電力システム改革が進められ、さまざまな事業者の電力事業への参入とともに選択肢の幅が大きく広がりました。設備投資が必要なく、短期的であっても調達可能（長期的な契約も不要）です。化石燃料賦課金リスク、エネルギー価格の変動リスクは、小売電気事業者がどのように再エネ電力を調達しているかにもよります。もし、再エネ証書を活用して、一般電力から再エネメニューを作っている場合は、リスクは回避できません。一方で、再エネ発電所で発電された電力を再エネメニューと供給していることも考えられるため、小売電気事業者により、リスクの有無を判断する必要があります。

以上の5つが再エネ電力の主な調達方法となります。繰り返しになりますが、脱炭素経営を実現するには、省エネルギーの徹底と脱炭素エネルギーの活用が必要不可欠です。ただし、電力以外の脱炭素エネルギー活用にはまだまだ多くの課題があり、技術の成熟が期待されています。日本でも脱炭素の取り組みを促進するべく、規制面から現在試行中の排出量取引制度を2026年度より本格稼働させ、2033年度には発電事業者向けに「有償オークション」を段階的に導入することが検討されています。高まるGHG排出リスクの低減に向け、脱炭素に向けた取り組みが求められます。

4 おわりに

米国のドナルド・トランプ大統領は、気候変動対策分野でも「アメリカ・ファースト」を貫くと考えられており、パリ協定からの再離脱も予定されています。世界第2位のGHG排出国による離脱の影響は小さくなく、各国へも懸念が広がりそうです。これまで懸念に脱炭素経営に向けて努力してきた企業が、気候変動対策を実施しないシナリオに移行する可能性もあり、気候変動対策の停滞につながる影響が予想されます。

石油や石炭をはじめとする化石燃料の使用はこのまま増加の一途をたどるのでしょうか。化石燃料の使用には別側面の課題もあると考えられます。化石燃料は、地球が数億年かけて作ってきた資源です。技術の進歩とともに可採年数も拡大していますが、未来永劫使い続けられるものではなく、このままではいつかになります。そのような資源を人類が数千年で使い切ってしまってよいものなのでしょうか。化石燃料の使用から代替エネルギーへの転換を進め、豊かな地球資源をそのまま将来に残していくことも私たちの世代に託された重要なテーマであると思います。資源維持といった側面からも、積極的な気候変動対策の実施が期待されます。

石川 剛士（いしかわ たけし）

PwC Japan有限責任監査法人

サステナビリティ・アドバイザリー部 パートナー

再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素経営支援アドバイザリー業務など、サステナビリティ領域の中でも特に環境・エネルギー分野に注力している。

メールアドレス：takeshi.ishikawa@pwc.com

自然資本／生物多様性の潮流

—ネイチャーポジティブ経営へ



PwC サステナビリティ合同会社
マネージャー **白石 拓也**

はじめに

現代のビジネス環境において、「ネイチャーポジティブ」という概念が急速に注目を集めています。この概念は、自然資本や生物多様性を守りつつ、持続可能な経済活動を実現することを目指すものです。2024年にコロンビアで開催された生物多様性条約第16回締約国会議 (CBD COP16) では、ネイチャーポジティブが重要な議題として取り上げられ、企業活動に対する影響がより明確になりました。本稿では、PwC Japanグループの専門家による現地での経験をもとに、ネイチャーポジティブの全体像とそのビジネスへの影響を詳しく解説します。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であり、PwC サステナビリティ合同会社および所属部門の見解ではないことを申し添えます。

1 ネイチャーポジティブは社会・経済活動の基盤を守る礎

「ネイチャーポジティブ」と聞いて、何を思い浮かべるでしょうか。多くの人は「自然」や「生物多様性」に関連して、北極のシロクマを守る、トキやコウノトリの個体数を増やすなど、希少生物種の保護をイメージするかもしれません。しかし、ネイチャーポジティブの主眼は、希少生物だけにとどまらず、人類の社会・経済活動の基盤を守ることにあります。

(1) ネイチャーポジティブの概念

「ネイチャーポジティブ」は、単に希少生物種の保護を超えて、人類の社会・経済活動の基盤を守ることを目的とする概念です。生態系は非常に繊細なバランスで成り立っており、1つの種の減少が連鎖的に他の種や全体の生態系に影響を与えることがあります。具体例として、カナダのニューファンドラン島では、タラの乱獲が原因で海洋生態系が崩れ、4万人の漁業従事者が仕事を失い、地域経済や社会インフラにも大きな影響を及ぼしました。

(2) 自然資本と生物多様性の経済的重要性

自然資本や生物多様性は、現代の経済にとっても重要です。例えば、米国の多くの医薬品は天然由来であり、自然保護区への訪問者は年間約80億人に達しており、これらは大きな経済価値を生んでいます。こうした生態系からの恩恵の経済価値は、世界の総GDPの約55%に相当します^{※1}。しかし、自然資本と生物多様性は、人間活動による土地利用の変化、気候変動、汚染などを主な原因として喪失が進んでいま

※1 PwC (2023) 「自然関連リスクの管理：正しく把握し、適切な行動につなげるために」
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/managing-nature-risks-from-understanding-to-action.html>

す^{※2}。世界経済フォーラムは、これらは今後顕在化しうる深刻な長期リスクであると報告しています^{※3}。これに対応するため、「ネイチャーポジティブ」が、気候変動対策の「カーボンニュートラル」や人権課題と並ぶ重要な概念として注目されており、持続可能な経済活動のために不可欠と考えられています。

(3) ネイチャーポジティブとは？

自然保護組織や研究機関、企業が一体となって2023年に立ち上げた「ネイチャーポジティブ・イニシアティブ (NPI)」は、ネイチャーポジティブを「2020年を基準として2030年までに自然の損失を止め、反転させ、2050年までに完全な回復を達成する、という世界的な社会目標」と定義しています（図表1）。

この概念を理解するためには、「自然のノーネットロス」の理解が欠かせません。ノーネットロスとは、事業活動が生物多様性に与える負の影響を最小化しながら、生物多様性の復元などに向けた貢献活動を行い、生態系全体の損失を相殺するという考え方で、実質的な自然の損失をゼロにすることを意味する概念です。ネイチャーポジティブは、ノーネットロスの均衡をさらにポジティブな方向へと転換させ、現状では損失

傾向にある自然を、回復基調に転じさせる状態を意味します。

(4) ネイチャーポジティブの広がり

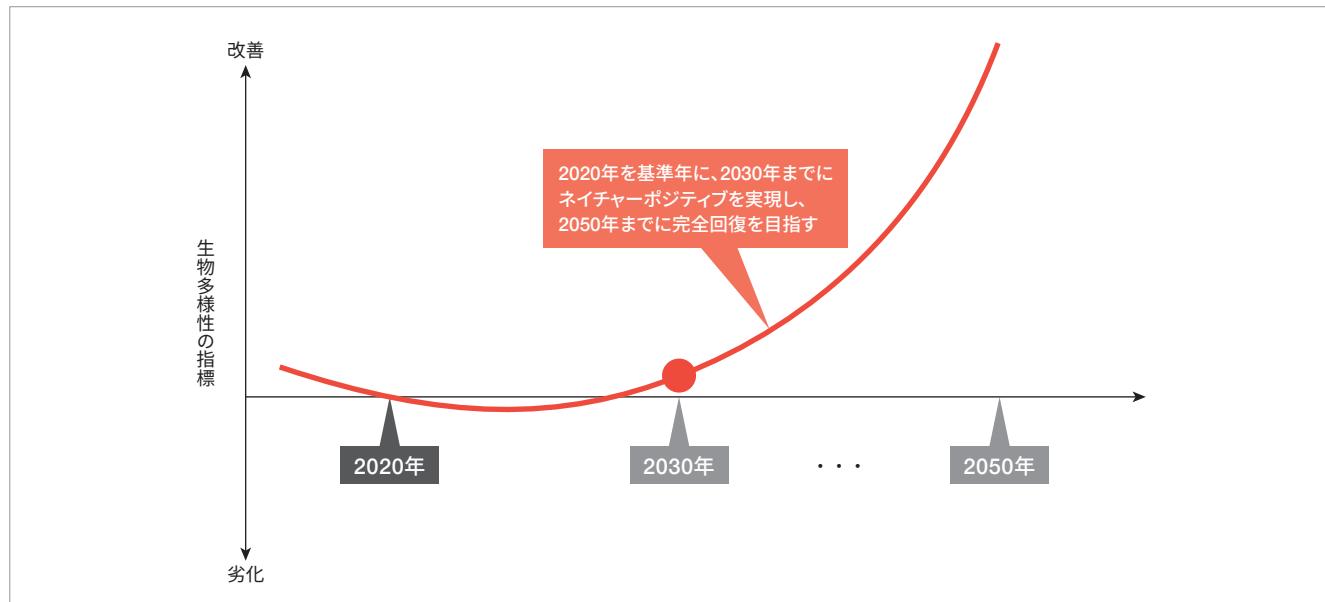
「ネイチャーポジティブ」の概念は、世界中で広がりを見せています。2021年のG7サミットでは、2030年までにネイチャーポジティブな状態を目指す「2030年自然協約」が採択され、2022年の生物多様性条約第15回締約国会議では、生物多様性の損失を止め回復させるための行動が「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に盛り込まれました。

産業界でもネイチャーポジティブ経済を目指す動きが活発化しており、世界経済フォーラムは2030年までに年間10兆米ドルのビジネス機会が見込まれると報告しています^{※4}。持続可能な開発を目指す企業連合「WBCSD（持続可能な開発のための経済人会議）」は2022年にネイチャーポジティブのロードマップを示しました。日本でも環境省が2024年3月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、経済効果や雇用効果を明らかにしつつ、新たなビジネス機会の創出を目指しています。

(5) 多くの産業や資本市場が生態系サービスに依存

「ネイチャーポジティブ」の実現には、自然資本と生物多様

図表1：自然・生物多様性の現状と2050年までの軌跡のイメージ図



出所：Nature Positive InitiativeサイトをもとにPwC作成 <https://www.naturepositive.org/>

※2 IPBES (2019) 『生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書』環境省

※3 World Economic Forum (2025) "The Global Risks Report 2025 20th Edition" https://reports.weforum.org/docs/WEF_Global_Risks_Report_2025.pdf

※4 World Economic Forum (2020) "New Nature Economy Report II: The Future Of Nature And Business" <https://jp.weforum.org/publications/new-nature-economy-report-ii-the-future-of-nature-and-business/>

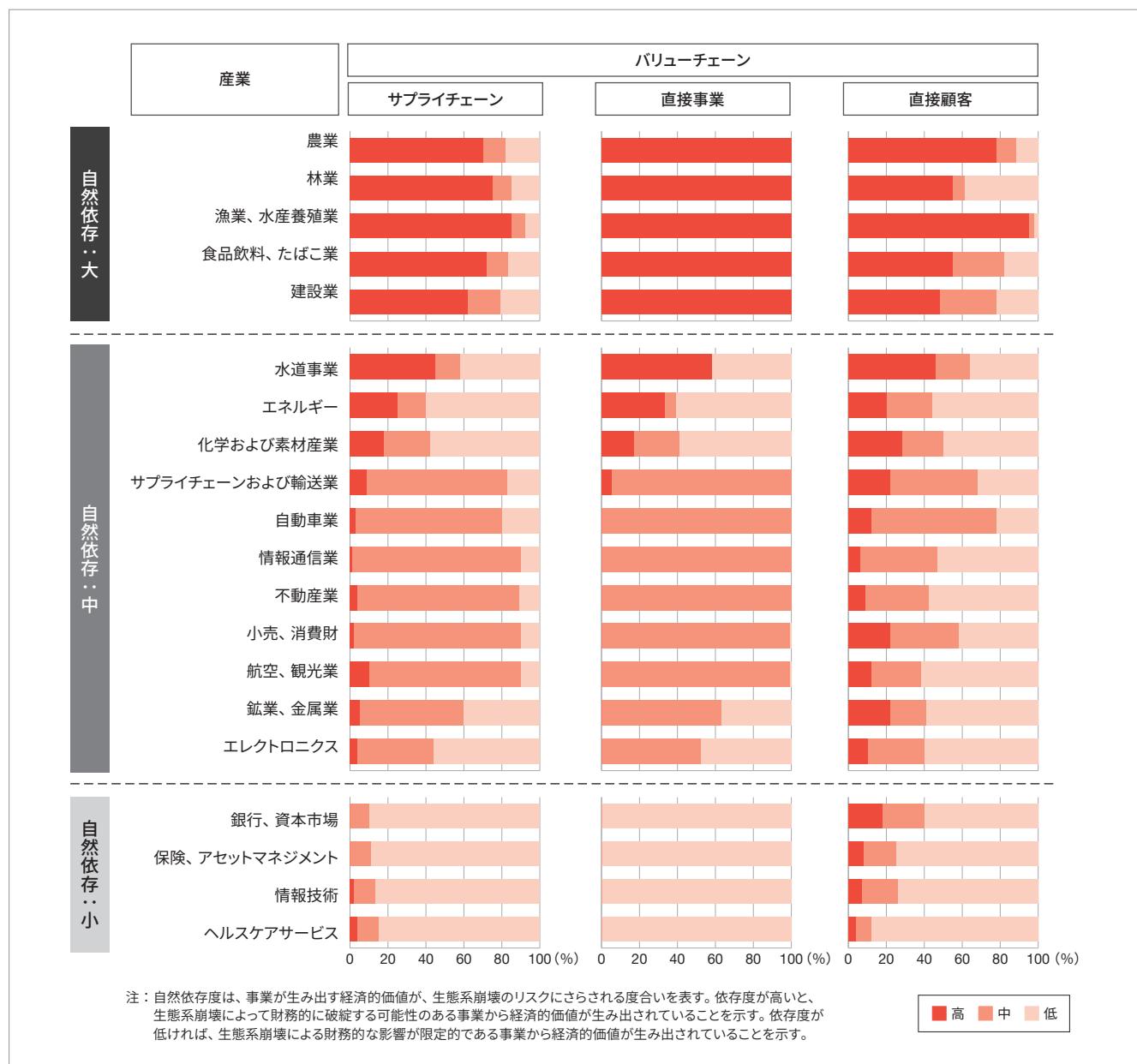
性の適切な管理が不可欠です。自然資本は森林、水、大気などの自然資源のストックを指し、生物圏と非生物圏を含む概念です。これらは、生態系サービス（水の涵養や食料供給など）と非生物的サービス（鉱物やエネルギー資源など）として人間に恩恵をもたらし、社会・経済活動の基盤となっています。一方、生物多様性は、種内の遺伝的多様性、種間の多様性、生態系の多様性を指し、これが豊かであるほど生態系サービスも向上する傾向があります。

自然資本と生物多様性が提供する生態系サービスは、社会に多大な恩恵をもたらしています。日本では、国土の60%

以上を占める森林が、木材や食料の供給、土壤や地下水の保全、洪水や土砂災害の防止、大気や水の浄化、二酸化炭素の吸収、栄養供給、景観の形成、精神・健康の向上など、多様な役割を果たしています。しかし、自然資本の損傷や生物多様性の喪失は、これらの重要なサービスの劣化を引き起こす可能性があります。

自然資本と生物多様性に支えられる生態系サービスは、ビジネスにも大きな影響を与えています。PwCは2023年に発行した報告書で、農業や林業などの産業は自然に完全に依存しており、その経済価値は13兆米ドルを超え、世界のGDP

図表2：各産業におけるバリューチェーン段階ごとの自然への依存度



出所：EXIOBASE、ENCOREデータベース、PwCによる分析・作成

の12%に相当することを示しました^{※5}（**図表2**）。また、自動車や小売などの産業もサプライチェーンを通じて自然に依存しており、実に世界のGDPの55%が自然に依存しています。このように、自然資本と生物多様性の保全は、人間社会の持続可能性のみならず、経済活動にも深く関わっています。

2 ネイチャーポジティブ目標が官民の動きを加速する

ネイチャーポジティブの実現には、生態系サービスとそれを支える生物多様性の重要性が認識されることが不可欠です。生態系サービスとは、自然が提供する恩恵のことで、これには水の浄化、土壌の肥沃化、気候の調整、食料の供給などが含まれます。これらのサービスは、私たちの生活や経済活動の基盤を支えています。

（1）生物多様性条約でのネイチャーポジティブ目標の採択

こうした生態系サービスの重要性が認識される中で、さまざまな規制やソフトロー（法的強制力がないにもかかわらず、現実の経済社会において何らかの拘束感をもって従っている規範）が次々と導入されています。これらの動きの一環として、生物多様性条約（CBD）での合意・決定事項が大きな役割を果たしています。

CBDは、1992年にブラジル・リオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（通称：リオ地球サミット）」で署名が開始された国際条約です。この条約は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の3点を目標としています。締約国会議（COP）では、これらの目的に係るさまざまな課題が議論されています。

特に2022年のカナダ・モントリオールで開催されたCBD第15回締約国会議（COP15）は重要な会議でした。この会議では、実質的にネイチャーポジティブの考え方が盛り込まれた「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組みは2050年のビジョンとゴール、2030年のミッションとターゲット（行動目標）で構成されています（**図表3**）。大きな特徴の1つは、ターゲット15で企業や投資家に対して生物多様性への影響や依存、リスクを評価し開示することを求めるなど、企業に関連した複数のターゲットが設定された点です。これまで国・地方自治体やNGOが主要プレー

※5 PwC (2023) 「自然関連リスクの管理：正しく把握し、適切な行動につなげるために」
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/managing-nature-risks-from-understanding-to-action.html>

ヤーと捉えられていた生物多様性やネイチャーポジティブの領域で、国際目標にて企業や投資家の役割が明確に定められた転換点といえます。

（2）国内外の主要な政策・法制度動向

CBDでの国際目標の採択と並行して、「ネイチャーポジティブ」実現に向けた制度や政策が世界中で進展しています。欧州では、生物多様性の保全を目的とした「Biodiversity Strategy for 2030」が策定され、EUは毎年200億ユーロを拠出し、自然の再生を義務付ける「Nature Restoration Law」を通じて、花粉媒介者数の増加や農業・森林の生物多様性向上を目指しています。また、EUの「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」は企業に対して生物多様性を含むサステナビリティ関連報告を義務付け、「サステナブルファイナンス開示規則（SFDR）」は金融機関に対しサステナビリティ関連情報の開示を求めています。「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）」は、生物多様性をはじめとした環境と人権についての統合的なデュー・ディリジェンスを求める指令です。フランスと英国もそれぞれの法律で、気候変動や生物多様性情報の開示義務を強化しています。日本では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に基づいて策定された「生物多様性国家戦略2023-2030」にて、ネイチャーポジティブの達成に向けた指針を示しています。

（3）ソフトローの潮流

CBDでの国際目標の採択は、企業が生物多様性に関連する目標を具体的な行動に落とし込み、その成果を開示することを支援するため、さまざまな枠組みやイニシアティブ、いわゆるソフトローの形成も加速しています。その代表例が、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）とScience Based Targets Network（SBTN）です。前者は自然関連リスクと機会の情報開示を促進するフレームワークであり、後者はSBTs for Natureという自然に関する科学に基づく目標設定方法を提供しており、TNFDと連携してガイダンスを開示しています。

また、サステナビリティ情報開示基準を開発する国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、生物多様性や生態系サービスの評価を次の重点項目としています。さらに、金融の生物多様性会計財務パートナーシップ（PBAF）は、金融機関が投融資による生物多様性への影響を評価するための基準を提示しています。これにより、金融機関は生物多様性関連リスクを適切に評価し、持続可能な金融商品の開発を進

図表3：昆明・モントリオール生物多様性枠組の骨格と企業に関連するターゲット

2050年ビジョン			
A World of Living in Harmony with Nature 自然と共生する世界			
ゴールA	ゴールB	ゴールC	ゴールD
<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全と回復 野生種絶滅の阻止と個体数増加 遺伝的多様性の維持と保護 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の持続的利用と管理 自然からの恩恵の評価と維持・回復 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源利用による公正・衡平な利益配分 遺伝資源利用による利益の大幅な増加 	<ul style="list-style-type: none"> 資金や科学技術など本枠組実施手段の全締結国への確保
2030年ミッション			
<p style="text-align: center;"><i>Halt and reverse biodiversity loss by 2030</i> 地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため緊急な行動を社会全体で起こす</p>			
2030年ターゲット			
(a) 脅威を低減する		(c) ツールと解決策	
1 生物多様性保全に配慮した空間計画の設定		14 生物多様性の主流化	
2 劣化した生態系の回復		15 ビジネスの依存・影響の評価と開示	
3 30by30		16 持続可能な消費	
4 種・遺伝子の保全と回復		17 バイオセーフティ対策／バイオテクノロジーの利用	
5 野生種の利用・採取・取引の適正化		18 有害インセンティブの見直し／有益インセンティブの拡大	
6 侵略的外来種への対策		19 資金の動員	
7 環境汚染対策		20 能力構築／技術移転	
8 気候変動・海洋酸性化対策		21 データ・情報・知識へのアクセス強化	
(b) 人々の要請に応える		22 女性・若者・先住民の意思決定への参画の確保	
9 野生種の持続的な管理・利用		23 ジェンダー平等の確保	
10 農林漁業の持続的な管理			
11 自然の恵みの回復・維持・強化			
12 都市部における緑地・親水空間の確保			
13 遺伝資源へのアクセスと利益分配(ABS)			
特に企業に関連の強いターゲット			

出所: Kunming-Montreal Global biodiversity framework (<https://www.cbd.int/doc/c/e6d3/cd1d/daf663719a03902a9b116c34/cop-15-l-25-en.pdf>)、NACS-J (https://www.nacs.or.jp/2022/12/33437/?fbclid=IwAR2zB9awlfkDLglAMpa_sBpKICgPIX6OPE9W52yX-XlyhCSO2IN-I-j3nuo) をもとにPwC作成

めることができます。これらの取り組みは、企業が持続可能な経済活動を推進し、ネイチャーポジティブな経済への移行を促進するための重要なステップです。

3 生物多様性条約第16回締約国会議(CBD COP16)

このように各国・地域の政策やソフトロー形成に大きな影響力を持つ生物多様性条約の第16回締約国会議が、2024年10月21日から11月1日までコロンビアのカリで開催され、

PwC Japanグループのメンバーも現地で参加してきました。ここでは何が話し合われ、何が合意・決定されたのでしょうか。主にビジネス観点から解説していきます。

(1) 生物多様性条約COP16での議論内容

COP16では、主に「国・地域の政策・法制化に関わる国際間交渉」と「企業・投資家の取り組みに関わる民間・NGO主導の自主枠組み」に関する議論や成果の発表が行われました。

国家間交渉

国家間交渉では、前回COP15での残論点となっていた2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を推進するための各国の生物多様性戦略（NBSAP）とモニタリング指標の設定、遺伝資源由来の利益の配分、資金動員のメカニズム方針などが主要議題として討議されました（図表4）。

民間・NGO主導の自主的な枠組み

民間・NGOが主導する自主的な枠組みでは、自然の評価、企業対応のガイドンス／フレームワーク、企業対応の評価の観点での成果やガイドンス案の発表がありました（図表5）。

（2）生物多様性条約COP16の企業への影響

さまざまな議題が討議された結果、企業にとって以下の2点が重要といえます。

自然の定量化の流れ

「自然・生物多様性を定量的に測ること」が強調され、それに関するガイドルайн案や先行事例が多く発表されました。企業は今後、自然関連の評価・目標設定・計画策定において定量的に語ることが不可欠になります。

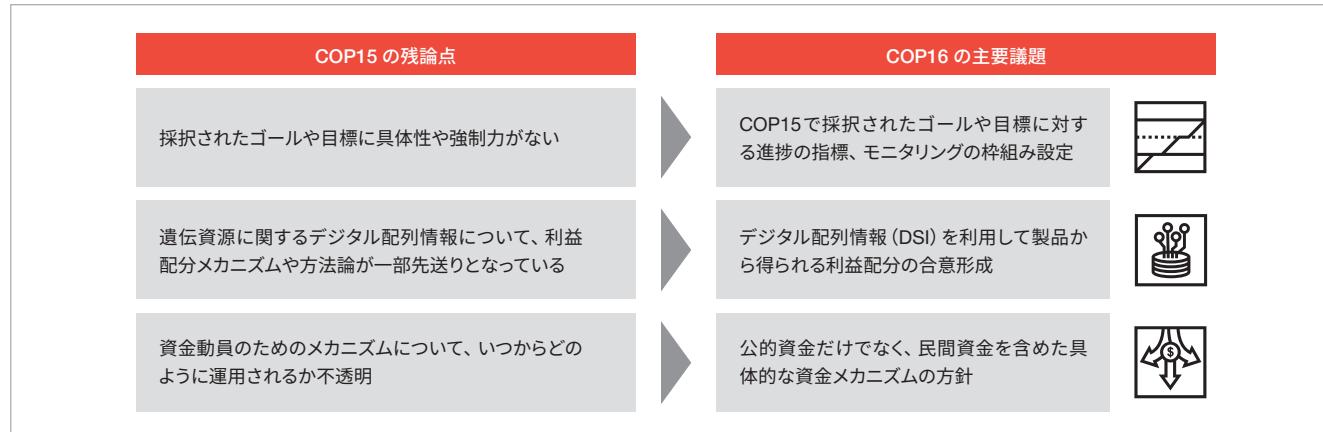
自然、気候、人権の統合的取り組み

先住民族、気候変動、健康など、自然と別個に語られてきたサステナビリティのテーマに統合的に対応することの必要性が明示されました。個別テーマとして扱ってきた領域を統合的に評価し、打ち手を実行し、開示する必要があります。

（3）生物多様性条約COP16での個々の議題の決定・合意事項

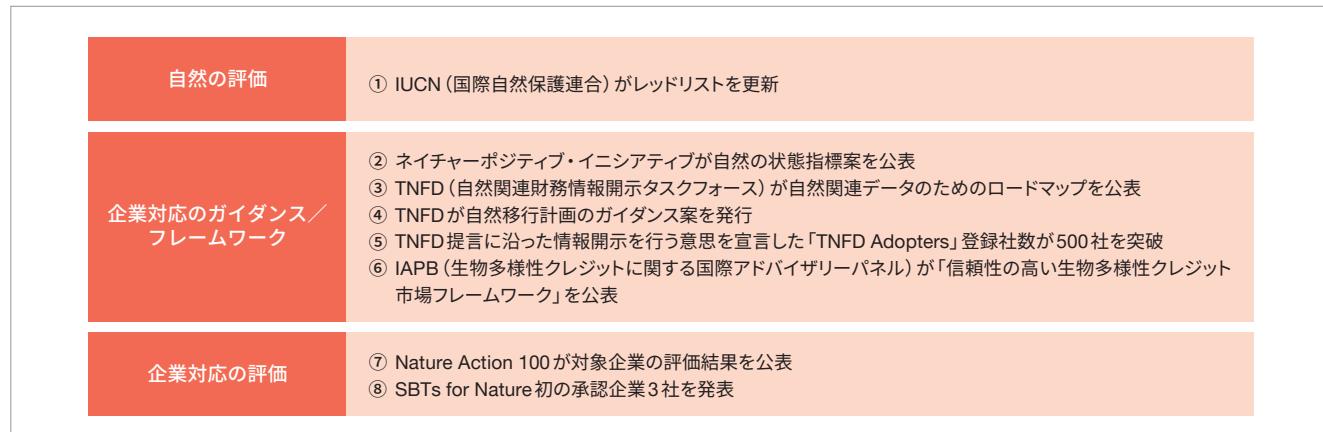
主要議題の他、企業に関連する議題に焦点を当てて紹介

図表4：国家間交渉での主要議題



出所：各種公開資料をもとにPwC作成

図表5：民間・NGOが主導する自主的な枠組み



出所：各種公開資料をもとにPwC作成

します。

国別生物多様性戦略と行動計画

昆明・モントリオール生物多様性枠組に沿った国別生物多様性戦略と行動計画の進捗が議論されました。特に2030年目標達成のためのモニタリング指標の設定が重要な議題となりましたが、資金動員に関する合意なしにモニタリングの枠組みを受け入れることはできないとの反対があり、継続審議となりました。

デジタル配列情報（DSI）の利益共有メカニズム

ゲノム情報などのデジタル配列情報（DSI）から得られる利益の共有メカニズムが合意され、「カリ基金」が設立されました。DSIを利用する企業は利益の一部をこの基金に拠出することが求められる可能性がありますが、義務化されるかどうかは各国の立法に依存します。対象業種は製薬、バイオテクノロジー、アグリビジネスなどで、売上、利益、総資産に関する基準を満たす場合、利益の1%もしくは売上高の0.1%をカリ基金に拠出することとされました。

資源動員

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに年間2,000億米ドルを動員し、有害な補助金を年間5,000

億米ドル削減することが目標とされています。しかし、この実現に向けた新たなグローバルな資金制度の設立については合意に至らず、継続して議論されています。一方、COP15で設立された世界生物多様性枠組基金（GBFF）に、すでに一定の資金拠出がなされていることが公表されました。また、資金動員に関する決定草案では、資金の流れを生物多様性にとってポジティブにするため、企業が自社の自然への影響・依存を評価し、開示することが求められています。

（4）その他的重要議題

COP16ではその他にも図表6のような多くの重要議題について議論が交わされました。

（5）民間・NGO等が主導する自主的な枠組み

COP16では国家間の交渉に加え、民間・NGO等が主導してさまざまな成果の発表や枠組みが提唱されました。企業への関連性が高いものに焦点を当てて紹介します。

ネイチャーポジティブ・イニシアティブの指標案（図表5-②）

ネイチャーポジティブ・イニシアティブは、「ネイチャーポジティブ」状態を測定するための「自然の状態（State of Nature）」に関する指標案を発表しました。NPIは600以上の指標案から9つに絞り込み、グローバルでのコンセンサス

図表6：COP16のその他の重要議題

先住民コミュニティ	先住民族と地域コミュニティの権利や伝統知見に関する作業プログラムを採択し、先住民族と地域コミュニティに関する常設の補助機関設立に合意。COP16での画期的な成果の1つと受け止められている。
合成生物学	遺伝物質や生物を変化させるバイオテクノロジーについて、その能力構築と情報共有を支援する計画策定に合意。特に途上国的能力開発が喫緊の課題と強調された。
侵略的外来種	IPBES（生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）の外来種に関するレポートを歓迎し、外来種管理に関するガイダンスが承認された。
海洋と沿岸の生物多様性	国家管轄外区域の海洋生物多様性（BBNJ）協定の採択を歓迎。また「生態学的または生物学的に重要な海洋地域（EBSAs）」を特定するためのプロセスに合意した。
生物多様性と気候変動	生物多様性の取組と気候変動対策の潜在的なシナジーを最大化すること等を盛り込んだ決定文書が採択された。
生物多様性と健康	生物多様性は食料、水、医薬品等、健康に不可欠なもののが生産の基盤を成す。各国政府等が政策や計画において生物多様性と健康の関連性を重視することを支援する行動計画に合意した。
生物多様性の主流化	主流化とは、あらゆる政策や慣行において生物多様性を考慮すること。17カ国が加盟する「主流化チャンピングループ」が発足（コロンビア、フランス、カナダ、チリ、コスタリカ等。日本は非加盟）。

出所：各種公開資料をもとにPwC作成

の確立を目指しています。これらの指標は、TNFDやGlobal Reporting Initiative (GRI) など既存の基準に統合される可能性があり、生物多様性条約締約国の進捗を測る指標群にも反映されるかもしれません。自然を定量的に測定する方法にコンセンサスが得られれば、自然への影響のモニタリングや施策の効果測定が求められ、自然関連市場が拡大することが期待されます。

自然関連データへのアクセス向上のためのTNFDのロードマップ（図表5-③）

TNFDは、企業や金融機関が自然関連データにアクセスしやすくするためのロードマップを発表しました。このイニシアティブは、データの分散、品質のばらつき、コスト、比較の難しさなどの現行の課題に対処することを目指しています。TNFDは、データの質とアクセス性を向上させるために、Nature Data Public Facility (NDPF) の設立を提案しており、2025年までに具体的な提案が期待されています。このイニシアティブは、TNFD、ISSB、GRI、CSRDのガイドラインや規制に沿ったものとなり、企業が自然関連の側面を定量的に評価、報告し、目標設定や移行計画策定を行うことが不可避になる可能性があります。

自然移行計画のためのTNFDのガイダンス案（図表5-④）

TNFDは、企業が生態系を保護し、自然資源を持続可能に利用するための支援を目的とした自然移行計画のガイダンス案を発表しました。この案に対するパブリックコメントを2025年2月まで受け付け、最終ガイダンスは同年後半に発表される予定です。ガイダンスは、気候移行計画に自然を統合する必要性と、気候と自然を統合したエンゲージメントの活性化を強調しています。

（6）企業に求められる対応

こうした自然資本を巡る動向の中、企業にはどのような対応が求められるでしょうか。まず、今後標準化されると想定される指標・測定方法を理解し、サプライチェーン全体でのデータ収集や開示の準備をしておくことが重要です。これにより、将来的にソフトローカル規制が導入された際の対応をスムーズにできます。また、主要なプレーヤーが進める自然関連の評価や目標設定、計画策定の定量的な実施に向けたパイロットに参画することで、ルールメイキングに影響を与え、先駆者としてのメリットを享受できる可能性があります。さらに、「測れるようになる」ことは「求められる打ち手が明確になる」ことを意味しており、関連ビジネスの市場が拡大

する可能性があります。例えば、Nature-based Solutions (NbS)、生物多様性クレジット、自然再生、バイオテクノロジーなどの分野で新たなビジネスチャンスが生まれるでしょう。

結論

生物多様性条約COP16は、企業にとって自然資本の重要性を再認識させる重要な会議でした。自然の定量化や統合的なサステナビリティ対応が求められる中、企業はこれらの動向に迅速に対応し、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められます。これにより、企業は環境への影響を最小限に抑えつつ、長期的な競争力を維持することができるでしょう。

PwC Japanグループでは、生物多様性・自然資本に関する評価、目標設定・開示、方針・戦略策定、再生農業導入等の打ち手の実行までの一連の経営支援サービスを、最新の国際動向に沿って幅広く提供しています。詳しくは、「生物多様性・自然資本に関する経営支援サービス^{※6}」をご覧ください。

参考資料

PwC、「生物多様性条約第15回締約国会議解説コラム「COP15で2030年までの生物多様性世界目標が採択—ビジネスの観点から概要とポイントを解説」」<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability/cop15.html>

PwC、「【開催報告】2024年3月6日開催「再生農業勉強会」企業の連携と知見の共有で「再生農業」を加速させる一助に」<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/seminar/regenerative-agriculture2.html>

PwC、「生物多様性条約COP16解説コラム「デジタル配列情報からの利益配分の合意形成など一定の成果も継続議論多し—ビジネスの観点から概要とポイントを解説」」<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability/cop16.html>

PwC、「気候変動と生物多様性：ビジネスとしてどう対応するか？8つのキークエスチョンに答える」<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/p1241216.html>

※6 <https://www.pwc.com/jp/ja/services/sustainability-coe/biodiversity.html>

白石 拓也 (しらいし たくや)

PwCサステナビリティ合同会社 マネージャー

NGO、国際開発コンサルティングファームを経て現職。一貫して、民間企業や官公庁に対する自然環境・気候変動領域のコンサルティング業務に従事（生物多様性評価・TNFD対応、再生農業導入、環境社会影響評価、グローバルサウスでのコミュニティ支援など）。「環境ビジネスオンライン」サイトでネイチャーポジティブ経営に係る連載記事執筆、著書に『日経ムック ネイチャーポジティブ経営の実践』（一部執筆、日経BP）、『M&Aを成功に導く ESGデューデリジェンスの実務』（自然資本・生物多様性箇所担当、中央経済社）などがある。共著論文 “Enhancing the sustainability of tree growing by smallholder farmers in remote areas: an insight from Madagascar”。

メールアドレス : takuya.shiraishi@pwc.com

サステナビリティ×マーケティング ×コミュニケーション



PwC Japan 有限責任監査法人

サステナビリティ・アドバイザリー部

マネージャー 吉留 正浩

はじめに

現代社会では、私たちは日々膨大な量の情報に囲まれて生活しています。SNS、インターネット、テレビなど、多様なメディアを通して絶え間なく情報を発信しています。例えば、ある大手動画サイトは20億人以上の世界中のユーザーが閲覧し、毎日70万時間（約80年分）以上のコンテンツが新たにアップロードされています。これ以外にも多くのメディアがあり、世界中で大量の情報が発信され続けています。

一方で、私たちが使用しているスマートフォンやパソコンはパーソナライズ化されています。個人の好みや履歴に基づいて、アルゴリズムに従ってその人が好きそうだと思う情報がスマホやパソコンなどに表示されるため、同じニュースや検索結果でも人によって表示される内容が異なります。

このように情報があふれ、パーソナライズ化され、かつ情報を見る時間も限られている状況では、企業がターゲットとする相手に情報を正しく届け、期待する行動を促すことは難しくなっています。単に情報を発信しているだけでは相手に届かず、行動や認識の変化を期待することは難しいでしょう。

本稿では、持続可能な企業経営を実現させていく上で重要な取り組みの1つである多くのステークホルダーの理解・共感・共創をつくるための企業のサステナビリティコミュニケーションについて、ブランド価値を高め、具体的な成果につなげるための方策について考えます。「サステナビリティ×マーケティング×コミュニケーション」という3つのものを有機的に組み合わせた観点に立ち、その現状と課題、対応策についてわかりやすく解説します。

なお、文中における意見は全て筆者の私見であり、PwC Japan 有限責任監査法人の見解ではないことをあらかじめ申し添えます。

1 企業のサステナビリティコミュニケーションの現状

企業のサステナビリティの取り組みをターゲットステークホルダーに伝えていくサステナビリティコミュニケーションは、日本のみならず世界的にもまだ発展段階にあります。まずは、企業のサステナビリティコミュニケーションの現状について、国内およびグローバルでの調査結果を見ていきましょう。

(1) 国内

図表1はプライム市場上場企業で働く2,529名を対象に実施した、サステナビリティ情報開示に関する企業の認識についての調査結果です。図表1の左側は「企業がサステナビリティの取り組みを社内外のステークホルダーに伝えることの重要性」に関する認識について示しており、右側が「その実施状況」について示しています。

約8割の回答者は「サステナビリティの取り組みを社内外のステークホルダーや顧客に伝えることは重要である」と考えている一方、約7割は「社内外へ取り組みを十分に伝えることができていない」と考えています。

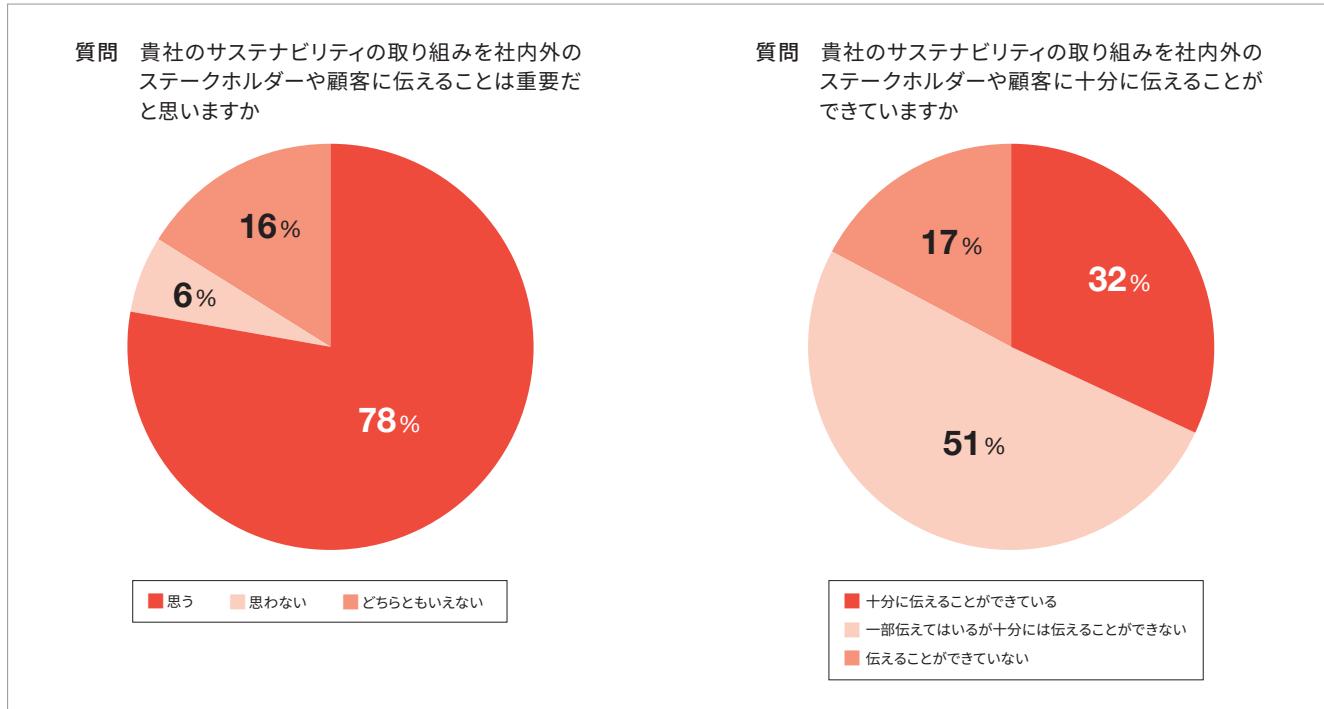
この大きなギャップはなぜ存在するのでしょうか。各社が情報開示やコミュニケーションにおける課題を明らかにし、それに対応することが必要になると思われます。

(2) グローバル

グローバルの状況については、2023年に世界広告宣伝業連合（World Federation of Advertisers: WFA）が日本を含む48カ国で行った、サステナビリティのマーケティングに関するグローバル調査「サステナブル・マーケティング2030」を見てみましょう^{※1}。この調査は、グローバルの幅広いエリア

※1 <https://wfanet.org/leadership/planet-pledge/sustainability-2030/about>

図表1：サステナビリティ情報開示に関する企業の認識



出所：PwC「コーポレートサステナビリティ調査2022」

で、日本を含む各国のグローバル大企業のマーケティング部門の役職者938人や研究者等を対象に実施されました。

約8割の担当者は「企業は自社のサステナビリティへの取り組みについて、より勇気を持って発信する必要がある」と回答しました。一方で、企業の情報発信などのコミュニケーションにおいてマーケティングは非常に重要ですが、53%の担当者はサステナビリティに関するマーケティングの取り組みについて、「まだ開始していない」「開始しようとしている」「第一歩を踏み出したばかり」と回答しています（図表2）。

「かなり進んでいる」の10%と比較しても、まだまだサステナビリティにおいてマーケティングを活用した戦略的なコミュニケーションが進んでいないことが分かります。課題としては、35%が「サステナビリティに関するマーケティングの知識やスキルのギャップ」を挙げ、「社内のリソース不足」も同じく35%で上位の課題となっています。

(3) まとめ

日本だけでなくグローバルにおいても、企業のサステナビリティ情報をステークホルダーに積極的に発信していくことは重要と認識されていますが、現状はまだできていないという共通の課題があります。

現在、企業のステークホルダーに対するサステナビリティ情報のコミュニケーションは、基準対応や、投資家や株主な

どの要求事項を踏まえた開示のためのデータの網羅性の確保に多くのリソースが割かれています。データベースとしての拡充が進み、要求事項の網羅性は少しづつ高まりつつあります。

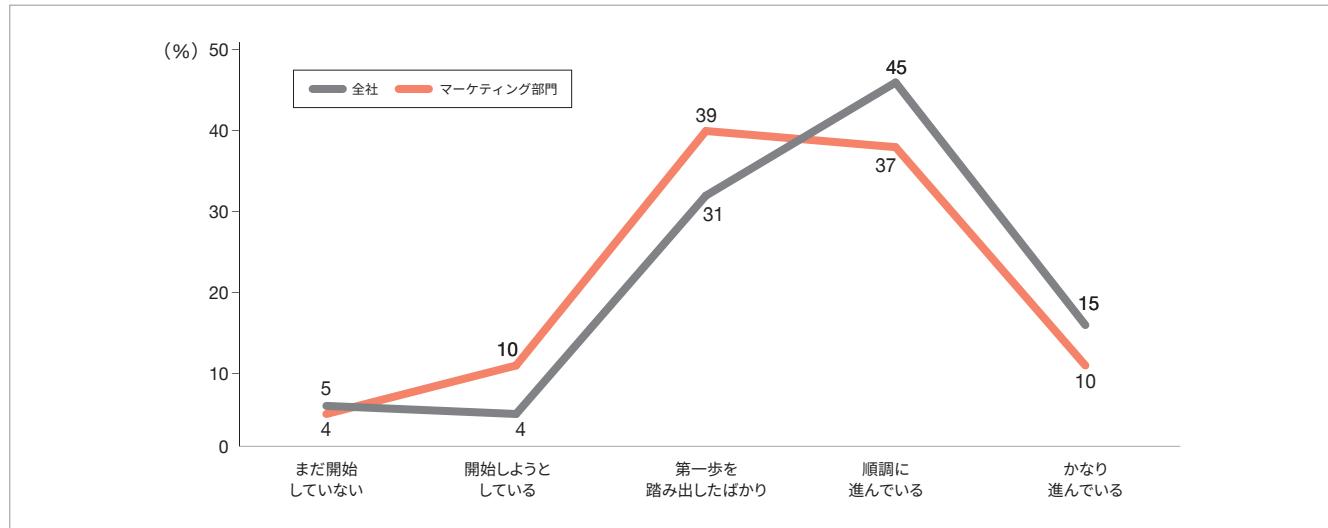
一方で、企業のサステナビリティ情報開示をマーケティングコミュニケーションという観点から見ると、より多くのターゲットへ戦略的に重要なメッセージを伝えて認識を変化させ、共感や行動変容というような成果につなげるための積極的なコミュニケーションはまだ実施できていない状況です。

膨大なリソースをかけて作成したサステナビリティ情報は、情報を自ら閲覧しに来たESG格付け機関や株主などのごく一部のステークホルダーに限定的に伝達されており、彼らの要求項目を網羅できているかどうかという受け身で静的なコミュニケーションになっています。企業が発信するいくつものコーポレートコミュニケーションの中で、サステナビリティ分野はまだマーケティングの知見が活かされていない状況です。

2 サステナビリティマーケティング

企業は自社の活動として商品やサービスをつくって売る際にマーケティングを行い、ターゲットである顧客の理解を深

図表2：サステナビリティに関するマーケティングの取り組み状況



出所：WFA「Sustainable Marketing 2030」をもとにPwC作成

めながら商品やサービスを磨き上げていきます。一方で前述の調査「サステナブル・マーケティング2030」の結果からも分かるとおり、企業のサステナビリティ活動においてはマーケティングはまだ十分に活用されていない状況です。

(1) マーケティングの定義

公益社団法人日本マーケティング協会では、マーケティングの定義を「顧客や社会と共に価値を創造し、その価値を広く浸透させることによって、ステークホルダーとの関係性を醸成し、より豊かで持続可能な社会を実現するための構想でありプロセスである」としています^{※2}。マーケティングは「顧客の欲求と満足を探り、価値を創造し、伝え、提供することにより、その成果として利益を得ること」であり、それ故に、マーケティング活動は企業の持続的成長を支え、競争を勝ち抜くための力の源泉となっていると同協会は説明しています。

(2) サステナビリティでのマーケティング活用による成果の可視化

企業は自社の商品やサービスの訴求のためだけではなく、サステナビリティ活動およびステークホルダーとのコミュニケーションにおいてもマーケティングを活用していくことで、自社の活動を届けたいターゲットステークホルダーとしっかりと結び付くことができます。その結果、ステークホルダーの行動変容など目に見える形の「成果」の創出につながります。

※2 公益社団法人日本マーケティング協会 <https://www.jma-jp.org/aboutjma/>

一方で、そのための詳細な目的設定やターゲット分析、それに紐づく取り組みとKPIを定量的に設定できている企業はまだまだ少ない状況です。前述の「サステナブル・マーケティング2030」の調査結果にもあるとおり、サステナビリティとマーケティングのそれぞれの知見に関するリソース不足の問題もありますが、次のフェーズとしては、作成したサステナビリティ情報資源をさらに効果的に活用していく段階への移行が期待されています。

3 企業のサステナビリティ情報開示におけるターゲットへのアプローチ方法の状況

次に、サステナビリティコミュニケーションの中でも、現在各企業が積極的に行っているサステナビリティ情報開示を取り上げ、具体的にどのようにターゲットにアプローチしているかを分析します。

企業は、サステナビリティというテーマで外部とコミュニケーションをとるためにあたって、サステナビリティWebサイト、サステナビリティレポート、統合報告書、有価証券報告書など、法定開示・任意開示をいくつもの媒体（外部との接点）に分けて情報を発信しています。

一例として、TOPIX100の企業100社の統合報告書、サステナビリティレポートの開示取り組み状況の調査結果を紹介します。

(1) 統合報告書の開示状況

統合報告書の開示手法に関しては、PDFのみの開示が

79%、次いでPDFとHTMLの両方での開示が15%、HTMLのみでの開示が2%となりました（図表3）。まだまだPDFのみでの開示が約8割と大半ですが、この数年でHTMLでの開示も少しづつ増えています。

（2）サステナビリティレポート

サステナビリティレポートの開示手法に関しては、PDFのみの開示が全体の50%となり、発行している企業のうち93%と大半を占めました（図表4）。近年では徐々にHTMLでの開示やサステナビリティWebサイトへの統合が増えつつありますが、まだまだメインはPDFでの開示となっています。一方で、発行していない企業の割合は全体の46%となりました。

（3）マーケティングコミュニケーションの観点から見た

情報開示の現状の課題

PDFでの開示は、HTMLと違って利用者の詳細な利用実態の把握が難しくなります。利用者がどのトピックを見て、次にどのページに移動して何に興味を持っているか、そして利用者は目的を達成してエンゲージできたのか、逆に直帰率はどうなっているかといった非常に重要な利用実態のデータが取得できないからです。

実際に企業の担当者にヒアリングしたところ、PDFで開示している理由としては「利用者のニーズとして使いやすい」、「過去の情報のアーカイブとして残る」などが挙がりました。

また、PDFを残しつつHTML化した理由は「情報をタイムリーにアップデートしやすい」が主なものでした。一方で、HTML化して利用者の詳細なアクセス情報を可視化しても、そのデータをまだ効果的に活用できていない状況です。

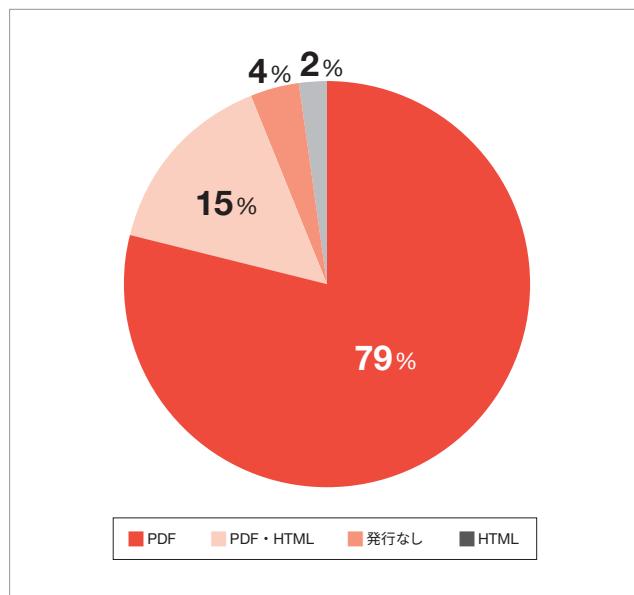
（4）まとめ

自社のサステナビリティ情報を発信する各媒体は、既存ユーザー やターゲットステークホルダーとの重要な接点であり、利用実態や利用者のニーズ等のデータが集まる場所です。しかし、現在は自ら閲覧しに来た人だけという限定された層に向けた接点になっています。せっかく用意した接点や情報をごく一部の利用者だけではなく、より多くのターゲットとのコミュニケーションに活用し、そこで集まったデータを上手く分析・活用することで、現状のコミュニケーションにおける課題の可視化と、より効果的なコミュニケーションに向けた改善に繋げていくことが重要です。

4 おわりに

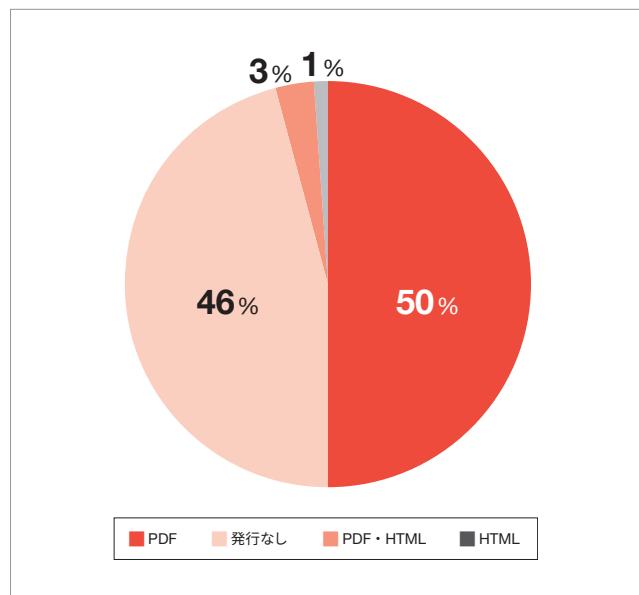
企業のサステナビリティのコミュニケーションという観点でいうと、自社のサステナビリティの取り組みや情報の網羅性だけでなく「伝える力」を強めようとしている企業が少しづつ増えていますが、まだまだ少ない状況です。多くの企業からの大量の似通った情報の海の中で、十分にターゲットに

図表3：統合報告書の開示手法



出所：PwC作成

図表4：サステナビリティレポートの開示方法



出所：PwC作成

伝えることができている企業は限られています。

その中で企業は、ステークホルダーの共感を高め共創につなげていくために、自社のサステナビリティコミュニケーションの成果を可視化して最大化するマーケティングの観点を取り入れる必要があります。現在のコミュニケーションに関する諸データを分析し、より詳細で具体的な目的・ターゲット・KPIなどを設定し、トラッキングしながら継続的に改善していくことが重要になってきます。

一方で、マーケティングの知見だけではなく、サステナビリティの知見も重要になってきます。欧州ではサステナビリティについてのマーケティングコミュニケーションを行う上で、グリーンウォッシュに対する規制が強化されています。

該当するメッセージが相手に誤解を与えるようなグリーンウォッシュになっていないか、第三者から検証されているも

のかどうかなどの検証が求められ、すでに、違反と判断された複数の大手企業の広告などが禁止されるなどの措置がとられています。欧州域内で事業を展開する企業への影響は大きく、グローバルでのサステナビリティに関する知見を踏まえた上でマーケティングコミュニケーションを実行することが大切になっています。

「サステナビリティ×マーケティング」を掛け合わせた積極的なコミュニケーションは、共感やファンを生み出し、ブランド価値を高め、自社の活動にポジティブな影響を戦略的に起こすことにつながります。それは静的な情報開示から動的なサステナビリティコミュニケーションへの進化といえます。そして自社のサステナビリティ活動のさらなる成果の創出と、なかなか見えづらい部分もあるサステナビリティ活動の成果の可視化につながっていくのではないかと考えます。

吉留 正浩 (よしうめ まさひろ)

PwC Japan有限責任監査法人 サステナビリティ・アドバイザリー部
マネージャー

大手広告代理店、大手外資系メディア・エンタテイメント企業では、企業・ブランド・商品等へのマーケティング戦略、広告戦略、ブランディング、クリエイティブ制作等に携わる。PwCあらた有限責任監査法人（当時）に入所以降、食品、エネルギー、運輸、電気機器、金融などの幅広い産業において、グローバルなサステナビリティ評価（格付など）やスタンダードを活用した企業のサステナビリティ情報開示やサステナビリティマネジメント改善支援、マーケティングの観点を踏まえたサステナビリティコミュニケーションのプロジェクトマネジメントに従事。

メールアドレス：masahiro.yoshidome@pwc.com

第21回

サステナビリティ報告のマテリアリティを考える —持続可能な社会にとって大事なこと（後編）

はじめに

前編では、EUのサステナビリティ報告制度の概要とマテリアリティの考え方について整理しました。後編の今回は、IFRSのサステナビリティ報告制度の概要とこの制度におけるマテリアリティの考え方を整理した上で、両制度の関係や課題について考察して本稿をまとめます。

なお、文中の意見に係る部分および仮訳は筆者の私見であり、PwC Japan有限責任監査法人および所属部門の正式見解ではありませんのであらかじめご了承ください。

1 IFRSによるサステナビリティ開示基準 (ISSB) と制度の概要

国際的な財務報告基準をリードしてきたIFRS財団の傘下にある国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、2023年6月、サステナビリティ開示基準の最終版を公表しました。

IFRS（国際財務報告基準）は140を超える国や地域で適用されていますが、財務報告においてもESG（環境、社会、ガバナンス）の重要性が高まる中、統一的な開示基準のなかったサステナビリティ情報に対する解決策として、ISSBの基準はIFRSのサステナビリティ版として位置付けられます。

ISSB基準は、2024年1月以降の年次報告書から適用可能で、その導入時期は各国に委ねられています。日本では、サステナビリティ基準委員会 (SSJB) がISSBをもとにした日本基準を最終化しており、早ければ2027年3月期から、一部のプライム市場上場企業には当該基準に従った開示が求められる方向となっています。

現在、公表されている基準は、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項 (IFRS S1)」と「気候関連開示 (IFRS S2)」の2つで、これらは一体的に適用することが求められており、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の枠組みに沿っているのが特徴です。その具体的な開示内容を図表1にまとめました。

図表1：IFRS S1/S2において要求される開示内容

	IFRS S1 全般的な要求事項	IFRS S2 気候関連
ガバナンス	a) 関連リスク・機会の責任体制 b) 経営者の役割	
戦略	a) リスク・機会の内容 b) ビジネスマネジメントモデルやバリューチェーンへの影響 c) 戦略や意思決定に与える影響 d) 現在・将来の財務的影響 e) 戦略やビジネスモデルのレジリエンス	
リスク管理	a) リスクの管理プロセスと関連する方針 b) 機会の管理プロセス c) 全体的なリスク管理との統合の程度	
指標と目標	指標 a) IFRSサステナビリティ開示基準の要求指標 b) 企業が使用する指標 目標 a) 目標と進捗に関する指標 b) 定量・定性目標 c) 目標期間 d) 基準年度 e) (該当ある場合) 中間目標 f) 実績と傾向 g) (該当ある場合) 目標見直し	a) 産業横断的指標 ・GHG排出量 ・移行リスクの影響額と割合 ・物理的リスクの影響額と割合 ・機会と整合する影響額と割合 ・関連リスクと機会への資本投下額 ・内部炭素価格 ・報酬 b) 産業別指標 c) 目標と進捗に関する指標等 (IFRS S1と整合)

出所：IFRS S1/S2をもとにPwC作成

図表2：ISSB基準「概念的基礎」におけるマテリアリティの記述内容

項目	説明
適正な表示	マテリアリティは、サステナビリティ開示の文脈において、関連する項目の性質および／または規模に基づく
重要性	●企業の見通しへの影響が合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク・機会に関してマテリアルな情報を開示しなければならない ●マテリアルとは、サステナビリティ開示の文脈において、その情報が省略あるいは誤表示されるか不明瞭な場合に、報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることを意味する

出所：IFRS S1をもとにPwC作成

2 ISSB基準におけるマテリアリティの考え方

ISSB基準のマテリアリティ（重要性）は、その判断の際、財務的な影響にフォーカスするシングルマテリアリティを採用します。

図表2にISSB基準におけるマテリアリティに関する要求事項をまとめました。この内容は基準本文の「概念的基礎」に記述されており、その考え方は、

ESRS^{※1}の財務マテリアリティと同様、特定情報の省略や誤表示、不明瞭な記述によって報告利用者の意思決定を左右するような情報を重要とみなしています。

3 ISSB基準におけるサステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別

ISSB基準におけるサステナビリティ関連のリスク

※1 ESRS : European Sustainability Reporting Standards (欧州サステナビリティ報告基準)

および機会は、企業とそのバリューチェーンを通じたさまざまな外部環境との直接あるいは間接的な相互作用から生じます。これらの相互作用は、キャッシュフローを生み出すための企業活動が外部の資源や関係に依存あるいは影響を与える中で生じ、短・長期にわたって企業財務に影響を与えるリスクや機会を生じさせる要因となると考えられています。

ISSB基準では、開示すべきリスクや機会の識別に

ついて、**図表3**のような事項を定めています。

4 ISSB基準のマテリアリティ判断における主な留意事項

ISSB基準のマテリアリティ（重要性）判断における具体的な内容は、付録B「適用ガイド」に記述されており、その主な留意事項を**図表4**にまとめました。

図表3：ISSB基準におけるリスクおよび機会の識別

サステナビリティ関連リスクおよび機会の識別	<ul style="list-style-type: none"> (過大なコストや労力をかけずに) 報告日時点で利用可能な全ての合理的で裏付け可能な情報 (*) を用いて、企業見通しに影響を与えると合理的に見込み得るリスクおよび機会を識別し、関連するバリューチェーンの範囲を決定する（幅広さ、構成を含む）。 リスクおよび機会の識別にあたり、IFRSサステナビリティ開示基準のほか、SASB^{※2}スタンダードの開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。また、CDSB^{※3}フレーム適用ガイド等を参照し、その適用可能性を考慮することができる。 <p>*合理的で裏付け可能な情報には、外部環境の一般的な状況や当該企業に固有の要因のほか、過去の事象、現在の状況および将来の状況の予想に関する情報が含まれることがあり、企業のリスク管理プロセス、産業および同業者グループの経験ならびに外部格付け、レポートおよび統計情報等内外のデータソースが利用可能。識別にあたって情報の網羅的な探索を行う必要はないが、その評価は時間の経過とともに変わることがある。</p>
バリューチェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスクおよび機会の範囲の再評価	<ul style="list-style-type: none"> 重大な事象や状況に重大な変化が発生した場合、バリューチェーンを通じて影響を受ける全ての関連リスクおよび機会の範囲を再評価しなければならない。重大な事象または状況の重大な変化には、例えば次のものが含まれる場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> (a) サプライヤーの温室効果ガス排出を著しく変えるような変更 (b) 企業のバリューチェーンを拡張する合併または買収 (c) 想定外の新たな規制導入によるサプライヤーへの影響

出所：IFRS S1をもとにPwC作成

図表4：ISSB基準適用ガイドにおけるマテリアリティ表に関する主な記述

基本事項	<ul style="list-style-type: none"> 企業の見通しへの影響を合理的に見込み得るサステナビリティ関連リスク・機会に関して重要性ある情報を開示する 重要性は、一般目的財務報告書の主要利用者の意思決定に及ぼす影響によって判断し、この意思決定は、有価証券や金融取引、経営者行動に影響する権利行使に関連する 意思決定は、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性、ならびに経営者等の受託責任に関する評価に依存する 意思決定への影響評価の際、利用者特性や企業状況を考慮し、利用者ごとの情報ニーズや要求は相反したり、時間の経過とともに進展することがある
重要性ある情報の識別	<ul style="list-style-type: none"> 重要性判断は企業固有であり、本基準は重要性の量的閾値や特定状況における重要性を前もって決定していない 重要性ある情報を識別するために、まずIFRSサステナビリティ開示基準を適用し、該当する基準がない場合、他のガイドの情報源に関する要求事項を適用する 識別した情報について、定量的・定性的要因を考慮し、他の情報とも組み合わせてサステナビリティ関連財務開示全体における重要性を評価する アウトカムが不確実で将来起こり得る事象情報の重要性を判断する際には、将来のキャッシュフロー額、時期および不確実性への潜在影響、ならびにアウトカムの範囲とその内の発生可能性を考慮する 一般目的財務報告書の利用者が、関連リスク・機会による財務影響を十分理解できない場合は、要求事項以外に追加的情報を開示する 状況や環境の変化によって過去開示情報の重要性も変化することがあるため、各報告日時点で重要性の判断を再評価する

出所：IFRS S1をもとにPwC作成

※2 SASB : Sustainability Accounting Standards Board

※3 CDSB : Climate Disclosure Standards Board

考察

財務に関するマテリアリティ評価については、ESRSにおいてもISSBと同様に、一般目的財務報告の利用者の意思決定に影響するかどうかが決め手です。しかし一方で、ESRSは、財務のほかに環境や社会への影響（インパクト）の観点からもマテリアリティ判断を求めています。

ESRSとISSBは、世界的に活動する企業にとって事実上のダブルスタンダードとなり、開示実務を複雑にする恐れがありますが、これに対して、2024年5月にEFRAG^{※4}とIFRS財団が「Interoperability Guidance（相互運用ガイダンス）」を共同で公表しました。

このガイダンスでは、企業は2つの基準を併せて考慮し、どちらかの基準に準拠するには2つの基準全ての要求事項を充足する必要があるとしていますが、財務マテリアリティの考え方は両者で整合性が取れているとしているため、2つの基準に準拠するには、結果的にESRS基準のマテリアリティ評価を行うことになると考えられます。なお、これによって、従来の財務報告においても、サステナビリティ関連情報がより広範囲になるとともに、その決定プロセスがよりロジカルになるのではないかと予想されます。

一方、マテリアリティプロセスにおいて大きな課題となりそうのが、ESRSがいうところの「推定と結果の不確実性」です。情報の不確実性は財務報告でも悩みの種ですが、サステナビリティ報告では情報の種類が多く広範囲に及ぶため、影響の測定に不確実性を伴うケースが格段に増えるはずです。ESRSでは、こうした場合のマテリアリティ判断にあたっては、以下を考慮する必要があります。

- イベントによる潜在的な財務への影響
- 起こり得る事象から生じる人や環境への影響の深刻度および可能性
- 想定される結果が及ぶ範囲とその可能性

これらを考慮するには、仮定や推定値を利用する

ことになりますが、これまでの自主的なサステナビリティ報告においても、そうした開示が行われてきたものの、特に比較可能性の観点から多くの指摘がありました。

これに対してESRSは、利用する仮定や推定値が合理的に説明されている限り、測定の不確実性が高くても情報の有用性は必ずしも妨げられないとしています。しかしこれは、不確かな情報に関する利用者側の責任を一定程度認めたように見え、従来の企業報告の信頼性は全て企業が負うという認識を改める必要があるかもしれません。今後、AIなどの活用によって、より確度の高い将来的あるいは偶発的な情報の生成が期待されますが、そうした情報の不確実性の壁は決して低くありません。

5 おわりに

サステナビリティには、お金やビジネスとの関係を明らかにできていない課題が数多くあります。産業界が長年取り組んできた温暖化問題でさえ、改善されるどころかむしろ悪化しているのは、企業行動を左右する財務報告がビジネスとの関係を整理できていないことを示しています。これ以外にも、複雑な生物多様性問題をはじめ、人権や格差といった価値観が絡んだ人間社会の相対的な問題について、従来の財務報告が全てを整理することは困難でしょう。

企業が資本主義経済の主体である以上、企業報告がお金をモノサシにしてサステナビリティを考えるのは必然ですが、ESRSが、財務とは別に、環境や社会へのインパクトをマテリアリティ判断に使用するというのは企業報告にとって大きな変革といえます。

しかし、社会が求める重要なサステナビリティ事象を客観的に測定・報告することは容易ではありません。ESRS、ISSBのどちらも、企業が自ら行うマテリアリティ評価に対しては常に恣意性の問題が潜んでおり、さらには、サステナビリティ特有の不確実な情報やビジネスとの関係が不明瞭な情報も含まれます。

こうした懸念に対処する企業の責任はこれまで以上に重くなるのはもちろんですが、一方で、持続可能

※4 EFRAG : European Financial Reporting Advisory Group

な社会の実現に向けて、こうした情報を活用する報告利用者は、これまで以上に企業報告の信頼性にも厳しい目を向けることが求められます。

サステナビリティ報告を財務報告と同じ水準に引き上げる目的でGRI^{※5}が設立されて四半世紀、サステナビリティ報告が本格的な制度化に向けて動き出したことで、GRIの描いた企業報告がやっと見えてきましたが、その実践はこれからです。

参考文献

- IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」(2023年6月) <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards-issb/japanese/2023/issued/part-a/ja-issb-2023-a-ifrs-s1-general-requirements-for-disclosure-of-sustainability-related-financial-information.pdf?bypass=on>
- IFRS S2号「気候関連開示」(2023年6月) <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards-issb/japanese/2023/issued/part-a/ja-issb-2023-a-ifrs-s2-climate-related-disclosures.pdf?bypass=on>
- Commission Delegated Regulation (EU) 2023/

※5 GRI : Global Reporting Initiative

2772 of 31 July 2023 supplementing Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32023R2772>

EFRAG IG 1: Materiality Assessment. https://www.efrag.org/sites/default/files/sites/webpublishing/SiteAssets/IG%20201%20Materiality%20Assessment_final.pdf

EFRAG/IFRS ESRS-ISSB Standards Interoperability Guidance (2024年5月) <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/issb-standards/esrs-issb-standards-interoperability-guidance.pdf>

PwCウェブサイト「CSRD (企業サステナビリティ報告指令) 対応支援」<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/sustainability/csrdf.html>

PwC「欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) の適用を支援する4つの主要文書の公表」(2024年6月) https://viewpoint.pwc.com/dt/jp/ja/pwc/in_briefs/aseets2/20240611_inbrief_int.pdf

日本貿易振興機構JETRO「CSRD適用対象日系企業のためのESRS適用実務ガイド」(2024年5月) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/80fd13a160c18b11/20240005_01.pdf

寺田 良二 (てらだ りょうじ)

PwC Japan有限責任監査法人 基礎研究所 主任研究員、PwCサステナビリティ合同会社 執行役員

1989年公認会計士登録。監査業務を経てサステナビリティ事業部門を立ち上げ、企業や国・自治体のサステナビリティに関する取り組みを支援。現在は、主にサステナビリティに関する調査研究を行う。資源エネルギー庁省エネルギー政策に関する検討会委員、環境省環境報告に関する手引きの改訂等検討委員会委員、東京都排出量取引の運用に関する専門家委員など実績多数。『自然資本入門』(NTT出版、2015年)、『サステナブル不動産：マルチステークホルダーの動きから読む』(ぎょうせい、2009年)、『グローバルCSR調達：サプライチェーンマネジメントと企業の社会的責任』(日科技連、2006年)、『環境経営なるほどQ&A: 環境先進企業へのヒント』(中央経済社、2003年)などの共著他、大学やセミナー等の登壇多数。

メールアドレス : ryoji.r.terada@pwc.com



デジタル経済課税／第1の柱（利益A／利益B）の議論に関する最新動向について



PwC税理士法人
ディレクター 城地 徳政

はじめに

2021年10月8日、経済協力開発機構（OECD）は、BEPS包摂的枠組み（Inclusive Framework：以下「IF」）メンバーである140の国・地域のうち136カ国・地域が、多国籍企業が事業を行う場所において公平な税を負担することを確保するための2つの柱について合意したとして、「経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処するための2つの柱の解決策に関する声明」を公表しました^{※1}。

デジタル経済課税／第1の柱については、利益Aとして、大規模高収益の多国籍企業グループを対象に、物理的な拠点の有無にかかわらず事業活動を行って利益を稼得している市場国に対する新たな課税権の配分に関する議論が進められ、2023年10月、利益Aを実施するための多国間条約に係る包摂的枠組みでの現在の合意を反映したテキストが公表されています^{※2}。

一方、利益Bは、新たな課税権とは異なり、市場国で販売活動を行っている子会社等について、あらかじめ策定・公表された利益率の適用表（Pricing Matrix）に基づいて利益率を決定し、基礎的なマーケティング・販売活動に係る移転価格税制の執行の簡素化・合理化を目的とした枠組みとして、2024年2月、OECDは利益Bに関する最終報告書（以下「利益B最終報告書」）を公表し^{※3}、導入国は2025年1月1日以降に開始する事業年度から適用可能とされています（図表1）。

本稿では、デジタル経済課税／第1の柱（利益A／利益B）の議論に関する最新動向について解説します。なお、本文中

の意見に関する部分は著者の個人的見解であり、PwC税理士法人の公式見解ではないことを申し添えます。

1 利益Aに関する議論の動向

（1）利益Aに関する議論の概要

第1の柱／利益Aに関する議論の背景としては、経済のデジタル化の進展に伴い、IT企業／デジタル企業は、市場国において物理的拠点を必要とせずに事業を行い利益を稼得することができる一方、現行の国際課税原則においては、その国に物理的な拠点、すなわち恒久的施設（Permanent Establishment：PE）がなければその経済活動が行われている市場国において課税を行うことができず、市場国で生み出された価値に見合った課税ができないという問題が生じていました。そのため、第1の柱は、市場国に対して適切に課税所得を配分するための国際課税ルールの見直しであり、大規模な多国籍企業グループを対象として、グループ全体の利益のうち通常の利益を超える残余利益の一部を、物理的拠点の有無にかかわらず、市場国に配分するルールとなります。

具体的には、大規模な多国籍企業グループ（グローバルの連結収益が200億ユーロ超かつ利益率10%超）を対象として、グループ全体の利益のうち、通常の利益とみなした利益率10%を超える利益を残余利益として、その残余利益の25%に相当する利益を、物理的拠点の有無にかかわらず、市場国での収益を配分キーとして市場国に配分する枠組みとして議論されてきました。

新たな課税権である利益Aの枠組みについては、これまでの租税条約および移転価格ルールとは異なる配分方式を採用し、加盟国に対して拘束力を持たせる必要があることから、既存の二国間租税条約とは別に、新たな課税権である利益Aを実施するための多国間条約（Multilateral Convention：以

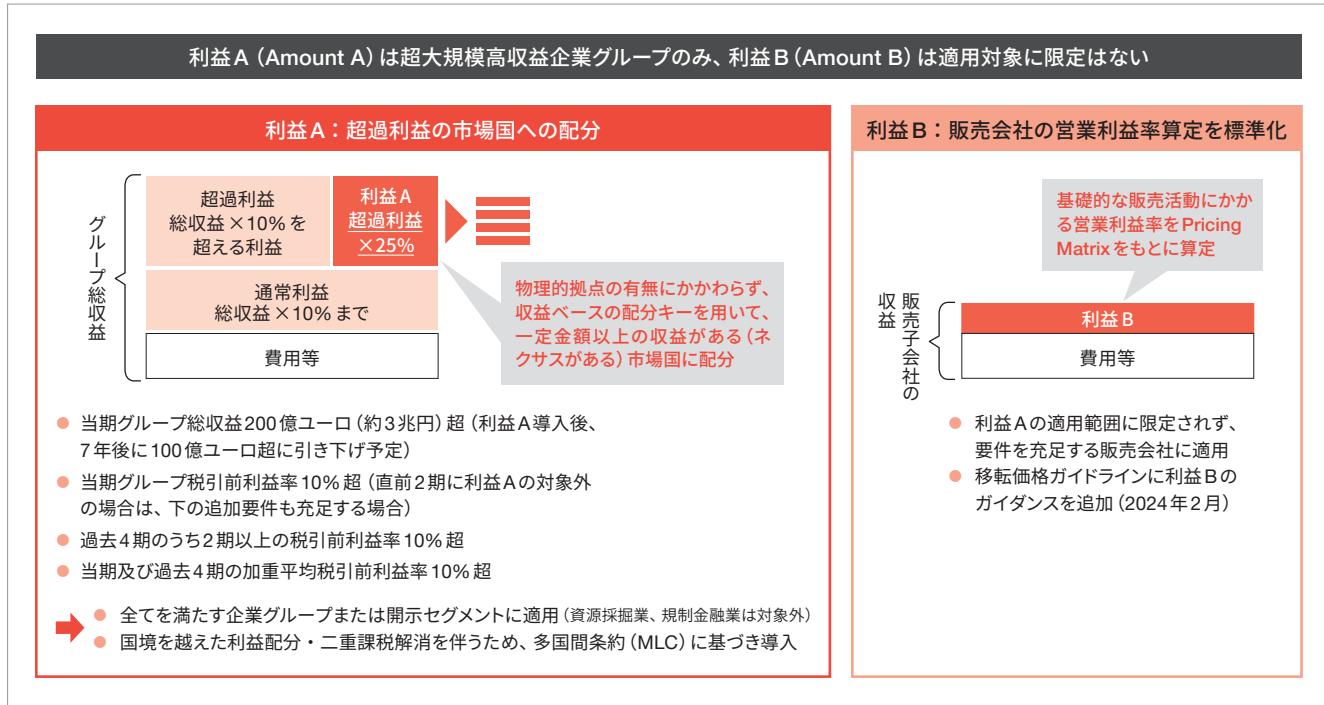
※1 <https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/topics/policy-issues/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf>

※2 <https://www.oecd.org/tax/beps/inclusive-framework-releases-new-multilateral-convention-to-address-tax-challenges-of-globalisation-and-digitalisation.htm>

※3 OECD (2024), Pillar One - Amount B: Inclusive Framework on BEPS https://www.oecd.org/en/publications/pillar-one-amount-b_21ea168b-en/full-report.html

利益B最終報告書における簡素化・合理化アプローチは、OECD移転価格ガイドライン（OECD Transfer Pricing Guidelines）第4章の附属書として組み込まれている。

図表1：第1の柱：利益配分イメージと対象企業グループ



出所：PwC作成

下「MLC」)の策定作業が進められ、2023年10月、現在の合意を反映したMLCの条文が公表されました。

(2) MLCの概要および発効要件

公表されたMLCの条文においては、残された未解決の論点はあるものの、利益Aの対象となる多国籍企業グループの定義、利益A配分市場国の特定、超過利益の配分対象市場国への配分、二重課税排除に係るメカニズム、および利益Aの配分等に関する確認制度などの税の安定性プロセス等、利益Aの制度設計の各構成要素に係る詳細な規定・手続きが定められています。

また、MLCの発効・適用開始プロセスについては、MLCテキストを最終化した後に署名のために公表され、各国による署名手続き、その後の批准手続きに入っています。しかしながら、利益Aを実施するためのMLCの発効要件については、MLC附属書1において主要国にポイントが付与されており(主要国に合計999ポイントが割当)、30カ国以上が批准すること、および附属書1に定める合計600ポイント以上に相当する締約国の批准書の寄託を発効要件としています。

図表2のとおり、主要国に割り当てられた合計999ポイントのうち、米国に486ポイントが付与されており、附属書1に定める合計600ポイント以上に相当する締約国の批准書の寄託に係る発効要件を充足するためには、米国が批准しなけ

図表2：各国に割り当てられたポイント

国	ポイント
ベルギー	9
カナダ	6
中国	94
デンマーク	4
フランス	56
ドイツ	45
香港	88
インド	15
アイルランド	21
日本	47
韓国	11
メキシコ	2
オランダ	15
サウジアラビア	2
スペイン	15
スイス	34
英国	49
米国	486
その他	0

出所：PwC作成

- 利益Aの対象となる企業グループの最終親会社の所在地国や規模を考慮して割り当てられたと考えらえるポイント。
- 合計999ポイント。そのうち、米国に486ポイント、残りの国は513ポイント。
- 下の3つの効力は、一定のポイント数の充足が条件。
 - ▶ 売上高基準の引き下げ：賛成国のポイント数合計600ポイント以上
 - ▶ MLC発効開始：MLC批准国のポイント数合計600以上
 - ▶ MLC自動失効：(離脱国発生により)MLC適用国のポイント合計550未満
- いずれも米国が賛成・批准・適用継続しなければ充足できず、利益Aについて、米国に事実上の拒否権がある仕組み。

れば、MLCは発効しない仕組みとされているため、米国に事実上の拒否権があることとなります^{※4}。

(3) 利益Aに関する現在の議論およびデジタルサービス税(DST)の動向

2023年12月のOECDの公表では、MLCの策定スケジュールに関して、条文を2024年3月末までに最終決定し、2024年6月末までに署名式を開催する予定でした。しかしながら、現在においても、OECDからMLCの最終文書は公表されておらず、未だ条文の最終化を目指している段階にあり、IF加盟国での利益Aの枠組みに関する議論は継続し交渉は難航している状況にあります。

一方で、米国においては、共和党はこれまでOECDを中心とした第1の柱／利益Aの議論について支持していません。利益Aによる市場国への利益配分の対象となり得る大規模高利益率の巨大IT企業を多く抱える米国にとって、利益Aの導入による税収減が想定されるため、米国の国益に鑑みれば、国際協調の枠組みは劣後せざるを得ないと立場を考えます。さらに2024年11月の米国大統領選挙におけるドナルド・特朗普氏の勝利のみならず、米国議会上院下院ともに共和党が過半となる議席を確保したことから、条約の批准に必要な米国上院議員の3分の2以上の賛成を確保することは極めて困難な状況と考えます。

利益A／MLCの議論は、デジタルサービス税(Digital Service Tax: DST)の動向とも密接な関係があります。DSTは、英国やフランスなどの欧州各国やインド、トルコといった国で導入されており、オンライン広告やデジタルコンテンツ等のオンラインを通じたサービスの提供による収益が一定規模を超える企業に課税する仕組みです。特に米国大手IT企業などが課税対象となっています。

DSTを巡っては、米国が米国IT企業を狙い撃ちにした一方的措置であるとして反発し、DST導入国との間で対立が生じていきましたが、2021年10月の包摶的枠組み合意において、すでにDSTを導入している国についてはMLCの発効に伴って廃止し、それ以外の国については2023年末までにDSTを新たに導入しないこと、すなわち凍結することに合意しました^{※5}。MLCの条文においては、MLCの発効と引き換えに既存のDST(MLC附属書に対象となる9のDSTリストが

※4 米国議会で条約・MLCを批准するためには米国上院議員の3分の2以上の賛成が必要。

※5 その後、2023年7月、MLCの発効が遅れていたことから、DSTの新規導入停止措置を1年延長することに合意。ただし、この延長は2023年末までに利益A対象グループの60%以上の最終親会社が所在する30カ国以上がMLCに署名することを条件としている。

掲載)を撤廃することとし、それ以外のDSTまたは今後施行されるDSTについては、MLC締約国会議においてレビューを行い、DSTと判断された場合には利益Aの配分を否認すると規定されています。

しかしながら、MLCの発効が不透明で見通しが立たない現在の状況においては、既存のDSTが存続し、また新たなDSTを導入する動きが広がることが想定されます。例えば、カナダは2024年6月に新たにDSTを制定しましたが、米国通商代表部(USTR)は、カナダのDSTは米国企業を差別しているとして、米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)に基づき、米国がカナダとの紛争解決協議を要請したことを明らかにしています。さらに、トランプ政権の発足により、米国が新たにDSTを導入した国に対して関税引き上げなどの報復的措置を取る可能性も想定され、今後のDSTの導入を巡って政治的な紛争発生リスクが懸念されます。

2 利益Bに関する議論の動向

(1) 利益Bに関する議論の概要

第1の柱／利益Bは、移転価格による紛争やコンプライアンスコストの軽減を図ることを目的とし、基礎的なマーケティング・販売活動(baseline marketing and distribution activities)に関する独立企業間原則の簡素化・合理化するためのアプローチです。特にキャパシティの低い国(low-capacity jurisdictions)のニーズに焦点を当てつつ、議論が進められてきました。

利益Bの適用対象取引は、国外関連者から商品を購入し第三者に対して基礎的なマーケティング・販売活動を行う販売事業者を検証対象企業として、片側検証が可能な移転価格算定手法により信頼性ある価格が算定できる経済的特徴を有するなどの要件を充足する取引を対象としています。利益Bの適用対象となる販売事業者に係る移転価格算定手法については、従来のベンチマーク分析に基づき利益水準を算定するのではなく、グローバルなデータセットを基礎としてOECDにより開発されたPricing Matrixに基づき利益水準を決定するアプローチとされています。

具体的には、図表3のPricing Matrixを用いて、検証対象法人の実績利益率が、当該法人の産業グループ、および売上高営業資産比率(OAS)と売上高販管費比率(OES)に対応したPricing Matrixの該当セルの売上高経常利益率(ROS)±0.5%の範囲内であれば、利益Bに基づく利益水準に合致しているとして調整は不要となります。

また、検証対象法人の実績値がPricing Matrixから導き出される範囲 (ROS±0.5%) から外れた場合、税務当局は、当該対象取引に係る利益水準をPricing Matrixの該当するセルのROSに調整すべきとされています。

(2) 利益Bの適用に関する枠組み

利益B最終報告書における利益Bの適用に関する枠組みについては、各国が、自国居住者である適格対象取引を行っている販売事業者に対して、利益Bを選択適用できるオプションとして位置付け、2025年1月1日以降に開始する事業年度から、利益Bを導入することができることとされています。

また、利益Bのアプローチは、適用対象取引の価格設定について、OECD移転価格ガイドラインに基づく一般原則（通常の独立企業間価格 (ALP) ルール）の簡素化措置と位置付けられており、利益Bを導入しない国においては、引き続き従来どおりのALPルールが適用されることになります。このため、利益B導入国においては利益Bのアプローチは独立企業間価格を提供するものとして取り扱われますが、一方で、利益Bを導入しない国においては、当該アプローチは独立企業間原則を提供するものとして取り扱われず、利益Bに基づく適用結果は、当該取引に係る国外関連者の所在地国（相手国）に対して拘束力を有しないこととされています。

この結果、利益Bが各国の選択適用となったことに伴い、適用対象取引の関連者所在地国である取引相手国が利益B非導入国である場合、同一の取引に対して2つのルールが併存して適用されることになります。特に、適用対象取引について、ベンチマーク分析による利益水準とPricing Matrixから算出される利益水準に乖離がある場合には、移転価格課税のリスクが想定されることに留意が必要と考えます。

(3) 利益Bに関する最近の動向

OECD／包摂的枠組みにおける利益Bの議論については、特にキャパシティの低い国 (low-capacity jurisdictions) のニーズに焦点を当てつつ、移転価格による紛争やコンプライアンスコストの軽減を図ることを目的として議論が進められてきました。利益Bの最終報告においては、利益Bを導入する国がキャパシティの低い国である場合には、IF加盟国は、当該国の国内法および行政慣行に従い、当該簡素化・合理化アプローチに基づき決定された結果を尊重し、二国間租税条約が有効である場合には、二重課税排除のためにあらゆる合理的措置を講ずることについてコミットするとしています。

利益Bに係る政治的コミットメントの対象となる国については、2024年6月に公表された利益Bに関する追加ガイドラインにおいて、最終報告書の「キャパシティの低い国々」に代えて、「(利益B) 対象国 (covered jurisdiction)」として中立的な用語が用いられ、その定義およびリストが公表されました。これは、利益Bに係る政治的コミットメントが、2024年3月までに利益Bを適用する意思を表明したOECDまたはG20加盟国である低中所得国まで拡大されたことを受けたものとしています。

また、2024年9月には、IF加盟国の政治的コミットメントの実施を促進するための「権限ある当局間のモデル協定」(Model Competent Authority Agreement on the Application of the Simplified and Streamlined Approach) が公表されました。これは、利益B対象国による簡素化・合理化アプローチの適用によって生じる可能性のある二重課税を排除するため、相互協議における権限ある当局間のモデル協定に係るツールとして提供されています。

さらに、2024年12月18日、米国財務省および米国内国

図表3：グローバルデータセットに基づくPricing Matrix

機能集約度	売上高営業資産比率 (OAS)	売上高販管費比率 (OES)	産業グループ1	産業グループ2	産業グループ3
A	45%以上	どの水準でも (any level)	3.50%	5.00%	5.50%
B	30%以上45%未満	どの水準でも (any level)	3.00%	3.75%	4.50%
C	15%以上30%未満	どの水準でも (any level)	2.50%	3.00%	4.50%
D	15%未満	10%以上	1.75%	2.00%	3.00%
E	15%未満	10%未満	1.50%	1.75%	2.25%

※各産業グループに含まれる産業は以下のとおり。

グループ1：生鮮食品・食料品、家庭用消耗品、建設資材・消耗品、配管用品および金属

グループ2：ITハードウェアおよび部品、電気部品および消耗品、家畜飼料、農業用品、アルコール・タバコ、ペットフード、衣類履物およびその他アパレル、プラスチックおよび化学品、潤滑油、染料、医薬品、化粧品、医療・健康製品、家電製品、消費者向け電化製品、家具、家庭およびオフィス用品、印刷物、紙および梱包資材、宝石類、繊維・皮・毛皮製品、国産の新車および中古車、自動車部品・用品、混合製品およびグループ1またはグループ3に記載されていないその他の製品および部品

グループ3：医療機器、産業車両・農業車両を含む産業機械、産業用工具、産業用その他さまざまな部品

出所：OECD (2024), Pillar One - Amount B: Inclusive Framework on BEPS, p. 27 Table 5.1をもとにPwC作成

歳入庁は、米国内国歳入法典 (Internal Revenue Code) 第482条 (移転価格税制に係る規定) に基づく基礎的なマーケティング・販売活動に係る独立企業間原則の新しい簡素化・合理化アプローチ (Simplified and Streamlined Approach、以下「SSA」) を規定する規則案 (proposed regulations) を公表する予定であるとするNotice (以下「通知」) を公表しました。

本通知で説明されているSSAは、OECDより公表された利益B最終報告書の内容を踏まえ、利益B最終報告書における簡素化・合理化アプローチと実質的に整合的な枠組みとして説明されており、米国納税者は、2025年1月1日以降に開始する事業年度において、適格対象取引について利益Bに係るアプローチ (SSA) を選択適用できるとしています。

本通知そのものは、SSAの適用に係る規則案の公表予定をアナウンスしたものという位置付けですが、米国がOECD／IFにおいて議論されてきた利益B最終報告書を実質的に導入し、基礎的なマーケティング・販売活動について、独立企業間原則を反映した固定利益率 (Pricing Matrix) に基づ

いて利益水準を決定するアプローチを実施することを表明したものとして注目されます。

また、日本の2025年度税制改正大綱では、「移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化については、今後、国際的な議論及び各国の動向を踏まえて対応を検討することとし、当面は実施しない。他国が本簡素化・合理化を実施する場合については、現行法令及び租税条約の下、国際合意に沿って対応する。」とされ、日本は、2025年度は利益Bを導入しないものの、今回の米国内国歳入庁による通知の公表を踏まえ、2026年度以降に導入される可能性が想定されます。

各国は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から、基礎的なマーケティング・販売活動に係る適用対象取引に対して利益Bの適用を選択できるとされており、米国をはじめとしてグローバルに事業展開する日本企業においては、今後の米国を含めたグローバルでの各国の動向に注視していくとともに、移転価格ポリシーの検証・見直しなど実際の導入を見据えた検討・準備を進めていく必要があると考えます。

城地 徳政 (じょうち のりまさ)

PwC税理士法人 ディレクター

国税庁における29年間の勤務経験の後、2019年1月にPwC税理士法人東京事務所に入所。国税庁においては、相互協議室長 (2013年7月～2015年7月) および国際企画官 (2010年7月～2012年7月) として4年間相互協議室に在籍し、米国・中国をはじめ韓国、シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア等のアジアの新興国やオーストラリア、カナダとの相互協議に係る交渉責任者として多様な業種に係る数多くの移転価格課税・APA事案について二重課税排除の実績を有する。2015年7月より2年間、OECD租税委員会事務局に出向しBEPS行動計画15の多数国間協定 (『BEPS防止措置実施条約』) の策定作業に従事。また、国税庁調査課国際調査管理官 (2012年7月～2013年7月) および東京国税局調査第一部国際調査課長 (2007年7月～2008年7月) として、移転価格課税・APA審査を含む国際課税全般に係る個別事案について統括・管理。

メールアドレス : norimasa.jochi@pwc.com

韓国半導体産業の現状および成長のための今後の施策



PwC韓国（三逸会計法人）
国際租税2チーム（日系企業担当）
マネージング・ディレクター **原山 道崇**

はじめに

2024年の韓国経済は2.2%程度成長し、2023年の1.4%より成長率が高まる見通し^{※1}です。2024年に入ってから半導体を中心に輸出が増加しているため、半導体輸出額は不振だった2023年と比較して40%以上増え、全体の輸出に占める割合も2023年の15.6%から20%超まで高まりました^{※2}。しかし、徐々に半導体輸出が鈍化する兆しが現れています。

韓国では2024年12月3日に宣布された戒厳令とそれに続く政治的混乱の中、産業支援政策が停滞した状況が続いています。「半導体戦争」が激化する中、政治不安のため対外国家信用度は低くなり、資金力が弱い半導体業界の中小・ベンチャー企業に悪影響を与えかねない状況です。また米国ではドナルド・トランプ氏が2期目の大統領を務めることから、関税リスクに対する対策も今後必要となってきています。

このような状況の中、韓国政府は韓国の半導体産業の成長のためにどのような施策を行っていくのかを紹介します。なお、本文中の意見に関する部分は著者の個人的見解であり、PwC韓国の公式見解ではないことを申し添えます。

1 韓国内半導体産業の現況

輸出額の推移

2018年以降、韓国は半導体産業の大部分の分野において輸出市場シェアが減少傾向にあります。韓国の代表的な輸出品目であるメモリ半導体は、2018年に29.1%を記録するなど世界輸出市場シェア1位を維持してきましたが、その後中国の勢いに押され2位となり、2022年には18.9%まで下落しました^{※3}。

2022年における半導体輸出の割合は、メモリ半導体が56%（サーバー需要）、非メモリ半導体が44%（モバイル需要）でした。これは国内企業が高い競争力のあるスマートフォン産業と連携したため、非メモリ半導体が発展したことが大きく影響しています。

2023年の韓国の半導体産業の輸出額は1,310億9,000万米ドルで、250億2,300万米ドルの貿易黒字を達成したものの^{※4}、これは最近5年の間で最も低いレベルです。2023年の韓国の半導体輸出は前年比で20%減少しており、同期間の韓国全体の輸出減少幅が7%であることから、大幅に下落していることがわかります。これは、今後の成長可能性が大きいAI関連システム半導体の競争力が不十分であるためであると考えられます。

しかし、依然として半導体産業は韓国の経済と産業をリードする存在であることは明らかです。特に2024年上半期には半導体輸出（月間）が連続2桁の増加を見せていることは注目すべき点です。これはサーバーやPCなどの需要が大幅に拡大し、半導体輸出が好況であったためであると考えられます。

※1 韓国開発研究院
※2 韓国産業通商資源部

※3 韓国対外経済政策研究院 https://www.kiep.go.kr/gallery.es?mid=a10102020000&bid=0003&act=view&list_no=11185&cg_code=

※4 韓国関税庁貿易統計 https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4854445

韓国の主力分野であるメモリ半導体はまだ競争上の優位性を持っていますが、中国の急速な追い上げによりその優位性は失われつつあります。したがって、グローバルなメモリ半導体供給を安定させるために国内製造能力を高める必要があると考えられます。

2 半導体産業育成のための施策

ここ数年、韓国政府が半導体産業の育成のために行った施策は次のとおりです。

(1) 国家先端戦略産業特別法（半導体特別法）制定【2022年8月】

韓国政府は2022年8月4日、国内先端産業のグローバルな技術競争力向上のため、国家先端戦略技術の外国流出を統制するとともに、自国企業を体系的に育成する制度運営などを内容とする「国家先端戦略産業競争力強化および保護に関する特別措置法（以下「特別法」）を施行しました。

特別法は国家先端戦略技術を保有した企業に対する支援と、保有企業が海外買収・合併、合弁投資などを進めようとする場合、産業通商資源部長官の承認を受けるようにするなどさまざまな規制を含んでいます。特別法の主な内容は以下のとおりです。

需給安定化のための施策

自然災害や国際通商条件の急変などにより、国家先端戦略技術関連品目の安定的な需給および産業供給網に支障が生じ、国民経済活動が著しく阻害されるおそれがある場合、政府が国家先端戦略技術関連品目の事業者、需要者、輸出入または輸送や保管を業とする者または公共機関に対して、緊急需給安定化のための調整を行えるようにしました。これには、国家先端戦略技術関連品目の国内優先供給など、供給計画の樹立、実施および変更、国家先端戦略技術関連品目の保管、備蓄または譲渡などの措置が含まれます。

国家先端戦略技術の輸出および海外M&Aに対する規制

特別法は国家先端戦略技術保有者が、①当該技術を外国企業等に売却または移転等の方法で輸出しようとする場合、②海外買収・合併、合弁投資等を進めようとする場合に、産業通商資源部長官の承認を受けるよう規定しました。また、承認されていない輸出や承認されていない外国人投資に対して、産業通商資源部長官は中止、禁止、原状回復などの措

置を命ずることができるといった内容も含まれています。

国家先端戦略技術に対する保護措置

特別法は、国家先端戦略技術の流出を防止するために国家先端戦略技術保有者に対して、①保護区域の設定・出入許可と出入時の携帯品検査、②国家先端戦略技術を取り扱う人材の離職管理および秘密保持等に関する契約締結等の保護措置、などの措置を取れるようにしました。

資料提出命令など

産業通商資源部長官または関係行政機関の長が、監督のために必要な場合、国家先端戦略産業に関連する機関、法人、団体に対してその業務に関する報告または資料提出を命じることができます。また、産業通商資源部所属の公務員が事業場等に立ち入り、書類を検査したり関係者に質問をするといった措置を取ることができます。提出命令に違反した場合、過料が科されることがあります。

国家先端戦略産業関連企業に対する支援

特別法は国家先端戦略産業を営む中小企業および中堅企業のために、①研究開発、実証、安全管理および関連基盤施設の構築、②研究開発または研究装置運営のための専門人材支援および人材養成のための教育プログラムの開発と運営、③専門研究員が従事する指定業者を選定するための優遇推薦、④海外高級人材の誘致、などを支援できるようにしました。また、国家先端戦略産業に関連する企業に対して「租税特例制限法」、「地方税特例制限法」など関連税法の規定により租税の減免を受けられるようにしました。

(2) 国家先端産業育成戦略【2023年5月】

政府は2023年5月、国家先端戦略産業に対する5カ年育成基本計画を発表しました。半導体・ディスプレイ・二次電池に続いて「バイオ」分野を新規に先端戦略産業に指定し、2027年までに550兆ウォンを超える規模の民間投資を達成するとしています。

基本計画は、先端産業投資が支障なく成し遂げられるように、新規国家産業団地の早期造成、規制緩和、産業別の支援計画などの内容を盛り込んでいます。

政府はまず大規模な製造能力確保のために投資環境を整えることとし、半導体340兆ウォン、ディスプレイ62兆ウォンなどと予想される先端産業に対する民間投資が円滑に行われるよう、政府レベルでのインセンティブ提供に注力します。

国家的プロジェクト支援のために先導事業を新設し、企業投資効果を最大化するために税額控除などの政府支援を強化します。また、許認可・インフラなどへの支援強化によりスピード感のある投資も促進する予定です。迅速な先端産業立地支援のために合計15個の新規の国家産業団地を造成し、国家先端戦略産業の主要拠点は特化団地に指定します。

また、政府は先端技術人材育成を主要戦略として提示しました。半導体の場合は2031年までに3兆2,000億ウォン、ディスプレイは2025年から2032年までに9,500億ウォン、二次電池は2024年から2028年までに1,500億ウォン、バイオは2024年から2028年までに3,000億ウォンを投入し、今後、原発、防衛産業、未来モビリティなどにも指定拡大を検討することとしました。

さらに、2023年からの5年間、先端産業の核心技術の研究開発に4兆6,000億ウォン規模の支援を行うとともに、先端産業特性化大学院を運営し修士・博士級の優秀な人材を育成します。産業界主導の人材養成と政府支援拡大内容を盛り込んだ「先端産業人材革新法」制定も推進します。技術の海外流出防止のために「専門人材指定制度」を運営し、審議手続きなども簡素化することとしました。

(3) 租税特例制限法制定 (Kチップス法)【2023年4月】

米国チップス法は、バイデン前政権による代表的な産業政策である半導体支援法です。正式名称は「半導体チップと科学法 (CHIPS and Science Act of 2022)」で、米国に半導体施設を建てた企業には最大30億米ドルの補助金を支給するという内容です。補助金を受けた会社は10年間、中国などの国家への半導体施設の投資に制限を受けることになります。チップス法の受益対象には、米国内の半導体投資を約束した韓国や台湾の企業も含まれています。

韓国政府も2023年4月に半導体産業支援のための税額控除拡大を主な内容とする租税特例制限法（通称、Kチップス法）を制定しました。Kチップス法は半導体のような国家戦略技術施設投資額および研究開発（R&D）に対する税額控除率を拡大する内容を含んでいます。具体的には次のとおりです。

- 半導体等国家戦略技術施設投資に対する税額控除率の引き上げ（2023年1月投資分から適用）
- 2023年の1年間、一時的に投資した金額に対してより多くの税額を控除する一時投資税額控除制度を導入：基本控除率を上回り、2023年に直前3年平均に比べて増加した投資金額の10%を追加控除

- 租税特例制限法に基づく税額控除の恩恵は、国内企業だけでなく外国企業にも適用される。

施設投資の場合、税額控除率は大企業では8%から15%に、中小企業は16%から25%に高まりました。

(4) 2024年経済政策方向【2024年1月】

韓国政府は2024年1月、「2024年経済政策方向」を発表し、先端産業クラスターの造成を重点的に支援し、半導体産業の育成を加速させる方針を定めました。半導体、二次電池、バイオ、未来モビリティ、水素産業を集中的に育成するための先端産業クラスターの造成にむけて、関連省庁間の緊密な連携により支援を行なっています。

具体的には、政府は先端産業クラスターの迅速な造成のため、2024年第1四半期中に特化団地基盤施設支援関連告示改正を行い、先端および小部長特化団地総合支援方案を示し、先端戦略事業特化団地に大規模電力の適期供給方法を定めました。また、政府は先端産業に2024年～2026年の3年間で150兆ウォン以上の政策金融を供給して資金を支援します。

前述のとおり、2023年に半導体など国家戦略技術に対する税額控除率の引き上げ、臨時投資税額控除の再導入などを主な内容とする租税特例制限法改正案 (Kチップス法) が施行されましたが、政府は施設・R&D投資促進のための施設投資に対する臨時投資税額控除は2024年12月まで1年延長しました。

それ以外に、政府は半導体、二次電池、未来モビリティ、ロボットなど先端産業などの施設投資に対して金融支援を行い、経済団体・協会・自治体と協業して投資が困難な企業を支援する「投資エクスプレス」という制度を2025年に新設します。

さらに、半導体産業支援方向に関する詳細な指針を設けました。関係省合同半導体メガクラスター造成方案を発表し、システム半導体市場シェア10%達成、サプライチェーン自立率50%達成を目標に、2047年までに合計622兆ウォンを投資する計画です。また、メガクラスター内の3大地域（板橋、水原、平澤）に研究開発・教育拠点を構築します。政府の発表によると、世界最大規模 (2,102万m²)、世界最大生産量を保有する最先端メモリ半導体の生産基地になる見込みです。

3 今後の施策

これまで発表した投資戦略および法改正を踏まえて、最近発表された施策は次のとおりです。

半導体生態系支援強化方案

韓国政府は2024年11月27日に開催された産業競争力強化関係長官会議で「半導体生態系支援強化方案」を発表しました。中国の追撃、米国的新政発足などにより半導体業界では不確実性が増しています。これに対し、韓国政府は活用できる資源を総動員して半導体産業の危機克服と再跳躍のために企業を積極的に支援する方針を明らかにしました。

まず、国会での協議を経て半導体クラスター基盤施設に対する企業負担を大幅に軽減する方針を決定しました。大手企業の工場が集まる龍仁・平澤の半導体クラスターの送電インフラ事業費は計3兆ウォン水準と推算されますが、そのうち60%の1兆8,000億ウォンに達する地中化費用を政府が負担します。また、国家先端戦略産業特化団地に対する政府支援限度額は最大500億ウォンとされていましたが、大規模投資事業を行うには金額が不足しているという指摘を受け、引き上げることにしました。さらに、先端技術分野海外優秀人材流入プログラムを活性化し、4大科学技術院^{※5}などの優秀教員に対するインセンティブおよび特性化大学院を拡大し、先端産業専門人材養成も推進します。

また、企業のR&Dや施設投資に対する税制支援も大幅に拡大します。国家戦略技術投資税額控除対象に研究開発機器などのR&D・施設投資を含め、半導体企業に対する国家戦略技術投資税額控除率を引き上げる方針です。石英ガラス基板、銅箔積層板(CCL: Copper Clad Laminate)用銅箔およびガラス繊維、錫インゴットなど半導体製造の主要原材料^{※6}に、2025年に割当関税を適用して円滑な国内半導体生産を支援する計画です。

韓国政府は半導体支援のための予算案・税法改正案を国会と緊密に協議し、国会の「半導体特別法」制定議論にも積極的に参加するなど、国内半導体競争力強化を継続推進していく計画です。

投資税額控除率の引き上げ

2024年11月27日に政府が発表した「半導体生態系支援案」の核心は、半導体分野の税制支援拡大であるといえます。韓国では、半導体、バッテリー、AI等を国家戦略技術として指定し、国家戦略技術の事業化施設およびR&Dに対し優遇控除率適用しています。国家戦略技術は基本的に大・中堅企業15%、中小企業25%等の投資税額控除率が適用されています。2023年の税制改正により、大企業・中堅企業基準で投資金額の8%だった投資税額控除率が2倍近く引き上げられています。さらに、半導体素子、ディスプレイパネル、バッテリーセル等については大企業と中堅企業の役割が大きいことから、税額控除率を15%まで大幅に引き上げられています。政府はさらに半導体企業の国家戦略技術投資税額控除率を引き上げることにしています。

2024年7月に発表された税制改正案では、この優遇措置の適用期間が2027年末まで3年延長されます。また、国家戦略技術に先端半導体素材・部品・装備関連技術などが追加され、支援対象も拡大します。当初、政府と国会は大・中堅企業20%、中小企業30%などで5%ポイントずつ控除率を上げる方案を検討していましたが、最終的には、2024年12月国会の審議を経て、基本の税額控除率に変更ではなく、直近3年の平均投資額を超えて投資を行った場合の追加控除率が、これまでの3%（一般、新成長・源泉技術事業化施設）または4%（国家戦略技術事業化施設）から、ともに10%に引き上げられることになりました。

金融支援の拡大

韓国政府は2025年に素材・部品・装備、設計・開発、製造など半導体産業全般に14兆ウォン以上の政策金融を供給することにしています。産業銀行による半導体低利貸出プログラム（4兆2,500億ウォン）をはじめ、設備およびR&D投資融資、保証料減免および保証比率の引き上げ、輸出代金未収による損失補償等、「多角金融支援」に乗り出す計画です。また、1,200億ウォンの新規半導体生態系ファンドを造成し、2025年内に200億ウォン規模の「システム半導体共生ファンド」投資も推進する予定です。

4 おわりに

※5 韓国科学技術院 (KAIST)、光州科学技術院 (GIST)、大邱慶北科学技術院 (DGIST)、蔚山科学技術院 (UNIST)

※6 ①石英ガラス基板（フォトマスク原材料）、②銅箔積層板用銅箔およびガラス繊維（印刷回路基板 (PCB) 原材料）、③錫インゴット（露光装置レーザー生成用錫塊）

追加的な財政・税制支援課題も国会と迅速に協議する」とし「半導体生態系強化のための主要課題をスピード感あるように推進する」と明らかにしました。

2024年7月に税制改正案が発表されましたが、国内半導体産業に対する危機感が深刻であることから、その後わずか5カ月で、政府が税制・財政・金融・インフラにわたる半導体支援策を追加で提出しました。最近、中国が半導体投資を増やし生産を拡大していること、また、米国の第2期トランプ政権発足による半導体補助金の縮小など政策変化の可能性も大きくなつたためです。

政府関係者は、2024年12月3日に宣布された緊急戒厳令および尹錫悦（ウン・ソンニヨル）大統領弾劾可決などが実物経済に及ぼす影響は限定的としており、過去2回の弾劾局

面（2004年・2016年）においても株価は弾劾案可決以後短期間に移転水準を回復しました。ウォン・ドル為替レートは国会弾劾案可決前後に大幅に変動しましたが、それは国内の弾劾問題よりは主にドルの流れに影響を受けたものです。

しかし、過去2回の弾劾の時より現在の対内外経済条件ははるかに脆弱な状態であるといえます。過去の弾劾局面には、中国の高成長（2004年）、半導体の景気好調（2016年）などの対外条件による輸出改善を通じて成長を支えましたが、今回は環境の不確実性が高まり、主力産業のグローバル競争力も低下している状況です。政治の混乱は長引く可能性が高く、景気の停滞が続くと見込まれており、韓国経済の今後については状況を慎重に見守る必要があると思われます。

原山 道崇（はらやま みちたか）

PwC韓国（三逸会計法人）国際租税2チーム（日系企業担当）マネージング・ディレクター

1993年に東京国税局に入庁、税務署および東京国税局で調査事務を担当。東京国税局では、検察部で犯則調査を担当、調査部では大規模製薬会社、外国法人の調査事務に従事。2007年から3年間国税庁長期出張者としてソウルに派出し、韓国の税制調査、租税条約に基づく情報交換、国際会議のサポート等の業務を担当。2010年から2012年まで、ソウル市立大学税務専門大学院で韓国の税法について研究し修士を取得。2012年1月に国税庁を退官し、韓国の大手法律事務所で、在韓国日系企業に対する税務、法務に関する業務を幅広く担当。2018年6月にPwC税理士法人に入所。2018年9月よりPwC税理士法人からPwC韓国（ソウル）事務所である三逸会計法人に出向。

メールアドレス：michitaka.h.harayama@pwc.com

サステナビリティ保証の実務対応

2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件事項」(IFRS-S1) および「気候関連開示」(IFRS-S2) 基準が最終化されました。また、欧州では2028年1月1日以降開始の事業年度より、企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) のEU域外適用が予定され、一定規模以上の欧州拠点を持つ日本企業もその対象となっています。

一方、日本国内に目を向けると2025年3月にサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) によるサステナビリティ開示基準の最終化が予定されており、関連する法定開示と保証も段階的に導入される可能性が高い状況です。これらのことから、企業はサステナビリティ情報の開示への要求に迅速かつ適切に対応する必要があります。

加えて、サステナビリティ情報の開示に関する「第三者保証」を取得するためには、企業内における内部統制とガバナンスの強化も不可欠です。組織体制の整備や人材の確保など早くから備えなければならない事項も多く、経営陣も現場もサステナビリティ保証への深い理解が求められます。

本書籍では、国内外のサステナビリティ第三者保証の最新情報を踏まえ、サステナビリティ報告と保証に対する実務対応について解説します。

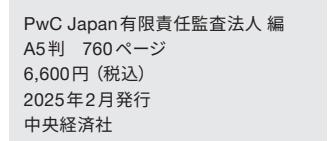


会社法計算書類の実務 —作成・開示の総合解説（第17版）

会社法計算書類の作成実務に携わる方々の疑問を解消できるよう、会社法計算書類の作成方法や会社法の計算関係の最新実務について解説しています。本版では、サステナビリティ情報を含む最新の開示例を多数収録しているほか、2024年9月の「リースに関する会計基準」等の公表を含む会計基準等の改正に係る最近の動向については、本書冒頭の特別トピック「2025年3月期以降に適用となる会計基準等」において概要を解説しています。

さらに、指定国際会計基準に基づく連結計算書類の作成実務についても解説しています。

(目次) 特別トピック 2025年3月期以降に適用となる会計基準等／会社法開示制度／事業報告 事例索引／貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書 事例索引／注記表 事例索引／附属明細書／IFRS等適用会社の連結計算書類 事例索引／臨時計算書類／純資産の部および配当可能利益の計算／監査報告書／株主総会招集通知および公告



IFRS「財務諸表の表示・開示」 プラクティス・ガイド

本書は、2024年4月に公表されたIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を中心に、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」やIAS第8号「財務諸表の作成基礎」を含め、財務諸表の表示および開示に関するIFRS会計基準の要求事項について解説しています。

IFRS第18号は、財務諸表の透明性と比較可能性のさらなる向上を図ることを目的として開発された基準であり、IFRS会計基準を適用する全ての企業に関係します。

本書は基本財務諸表について網羅的に解説していますが、IFRS第18号は損益計算書の財務業績に関する情報の改善に焦点が当てられたものであるため、特に、損益計算書の表示に関する解説を中心としています。

解説にあたっては、具体的な設例や図表をなるべく多く取り入れ、基準設定の経緯など有益と思われる内容をコラムとして記載することで、理解が容易になるように心がけました。また、IFRS第18号に準拠した場合の開示のイメージを紹介しています。

本書が、財務諸表作成の実務に携わっている方々や、これから財務諸表の表示・開示について学ぼうとされる方々の一助となれば幸いです。

INTERNATIONAL FINANCIAL REPORTING STANDARDS



IFRS 「財務諸表の表示・開示」 プラクティス・ガイド

PwC Japan有限責任監査法人[編]

MPMを含めた新しい財務諸表の開示例も掲載!

IFRS第18号のほか、IAS第7号、IAS第8号の取扱いも徹底解説!

Point Of View グローバルの知見に基づく
適切な会計処理の考え方
Case Study 実務への適用や解説について
具体的例を用いて解説
Short Break 内容を理解するうえ
での補足的な情報

中央経済社

PwC Japan有限責任監査法人 編

A5判 376ページ

4,620円（税込）

2025年2月発行

中央経済社

税効果会計の実務ガイドブック <改訂版>——基本・応用・IFRS対応

PwC Japan有限責任監査法人[編]



税効果会計の 実務ガイドブック

基本・応用・IFRS対応

改訂版

制度趣旨から組織再編や
GM課税制度の取扱い等まで
網羅的に解説した決定版！

改正法人税等会計基準、中間会計基準等もフォロー！

中央経済社

PwC Japan有限責任監査法人 編

A5判 416ページ

4,730円（税込）

2024年10月発行

中央経済社

グローバル・ミニマム課税 Q&A



PwC税理士法人 デジタル経済課税対応チーム [編]

PwC Japan有限責任監査法人 [編]



グローバル・ ミニマム課税 Q&A

各対象会計年度の
国際最低課税額に対する法人税
CbCRセーフ・ハーバーや
移行期間の取り扱いにも
言及した役立つ1冊

税額計算ルールから
会計上の取り扱いまで

中央経済社

PwC税理士法人 デジタル経済課税対応チーム・

PwC Japan有限責任監査法人 編

A5判 380ページ

4,730円（税込）

2024年7月発行

中央経済社

Viewpoint

会計・監査に関するPwCの総合情報サイト



Viewpointとは、これまでのInformに置き換わる、会計・監査に関する情報を提供するPwCのグローバルのデジタル・プラットフォームです。Viewpointは、IFRS関連情報が中心ですが、US GAAP（米国会計基準）、日本基準についても取り上げています。

Viewpointには、日本サイト（日本語）だけでなく、GlobalサイトやUSサイトもあります。

Viewpointの特徴（今後の新機能）のご紹介

● リアルタイムなアップデートとパーソナライズ

ユーザーが登録した好みを中心にコンテンツが整理されますが、Viewpointを使えば使うほど、ユーザーに最適な情報をタイムリーに提供します。

● 直感的な検索機能（予測変換）

よく検索される用語に基づいて、おすすめの用語やガイドが表示され、必要な情報にすばやくアクセスできます。

▼直感的な検索機能（予測変換）

● PwCの専門家によって編集されたコンテンツページ

コンテンツページを閲覧しているときに、サイドパネル上で関連リンクを見ることができます。また、ユーザーが最初にアクセスするページにホットトピックを集め、関連するニュースや解説資料をワンストップで探すことができます。

▼PwCの専門家によって編集されたコンテンツページ

● メニューナビゲーション

クリック数を最低限に抑えて、人気コンテンツにアクセスできます。

いつでも、どこでも、Viewpointは
あなたに最適な情報を届けします。

外出先で

Viewpointは、モバイルや
タブレット、PCで検索履歴などを
共有し、シームレスに連携します。
また、タイムリーに更新された
情報に容易にアクセス
できます。

オフィスや自宅で

直感的なインターフェースと
ナビゲーションにより、必要な情報を
容易に見つけることができます。
検索に役立つ予測検索機能は、
必要なときに必要なものを
見つけるのに役立ちます。

チーム内で

SNSなどでのコンテンツ共有機能を
使って、チームのメンバー同士で
瞬時にPwCのインサイトを共有し、
スピード感をもって、重要な
トピックを把握することができます。

Viewpointのコンテンツ

Viewpointには、次の3つのコンテンツがあります。

無料コンテンツ

IFRSの速報や速報解説など、どなたでもご覧いただけるコンテンツです。

無料登録会員コンテンツ

(Viewpointサイト上で登録可能)

IFRSおよび日本基準の比較、
IFRSに基づく連結財務諸表
のひな型など、PwCのナレッジを
集約したコンテンツです。

有料会員コンテンツ

IFRS基準書やPwC IFRS
マニュアル、詳細解説など
IFRSに関する詳細なガイ
ダンスです。

Viewpointの特徴のひとつであるパーソナライズを有効に使うため、
まずは無料登録会員の登録からはじめましょう。

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

●ニュースレターご登録

Viewpoint日本サイトでは、更新情報や便利な機能のご紹介など、E-Mailで無料にてお届けするニュースレターを月1回無料で配信しています。是非ご登録ください。

ニュースレター 新規登録

<https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/329>

【コンタクト】PwC Japan有限責任監査法人 Viewpoint事務局

E-mail: jp_aarata_viewpoint-mbx@pwc.com

海外PwC日本語対応コンタクト一覧

PwCは、全世界149カ国、37万人以上のスタッフによるグローバルネットワークを生かし、クライアントの皆さまを支援しています。ここでは各エリアの代表者をご紹介いたします。

	担当国・地域	写真	担当者名	電話番号	メールアドレス
アジア太平洋	中国統括		高橋 忠利 Tadatoshi Takahashi	+86-139-0198-9251	toshi.t.takahashi@cn.pwc.com
	中国(金融)		柴 良充 Yoshimitsu Shiba	+852-9045-8388	yoshimitsu.shiba@hk.pwc.com
	中国(華南・香港特別行政区・マカオ特別行政区)		吉田 将文 Masafumi Yoshida	+86-150-0027-0756 +852-9537-9560	masafumi.g.yoshida@hk.pwc.com
	中国(華北・華中)		吉川 正大 Masahiro Yoshikawa	+86-150-2686-7130	masahiro.m.yoshikawa@cn.pwc.com
	台湾		奥田 健士 Kenji Okuda	+86-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
	韓国		原山 道崇 Michitaka Harayama	+82-10-6404-5245	michitaka.h.harayama@pwc.com
	シンガポール・ミャンマー		山本 尚紀 Naoki Yamamoto	+65-8444-3085	naoki.ny.yamamoto@pwc.com
	マレーシア		杉山 雄一 Yuichi Sugiyama	+60-3-2173-1191	yuichi.sugiyama@pwc.com
	タイ・カンボジア・ラオス		魚住 篤志 Atsushi Uozumi	+66-2-844-1157	atsushi.uozumi@pwc.com
	ベトナム		今井 慎平 Shimpei Imai	+84-90-175-5377	shimpei.imai@pwc.com
	インドネシア		菅原 竜二 Ryuji Sugawara	+62-21-5212901	ryuji.sugawara@pwc.com
	フィリピン		東城 健太郎 Kentaro Tojo	+63-2-8459-2065	kentaro.tojo@pwc.com
	オーストラリア・ニュージーランド		諫訪 航 Wataru Suwa	+61-418-854-962	wataru.a.suwa@au.pwc.com
	インド・バングラデシュ・ネパール		岩嶋 泰三 Taizo Iwashima	+91-85270-50662	taizo.t.iwashima@pwc.com
欧州・アフリカ	英国		安田 裕規 Hironori Yasuda	+44-7483-413-852	hironori.x.yasuda@pwc.com
	フランス		猪又 和奈 Kazuna Inomata	+33-1-5657-4140	kazuna.inomata@avocats.pwc.com
	ドイツ		藤村 伊津 Itsu Fujimura	+49-211-981-7270	itsu.x.fujimura-hendel@pwc.com
	オランダ		新井 赫 Akira Arai	+31-61-890-9968	akira.a.arai@pwc.com
	イタリア		前田 裕 Yu Maeda	+39-346-507-3014	yu.maeda@pwc.com
	ルクセンブルク		森本 薫 Kaoru Morimoto	+352-621-33-5157	kaoru.m.morimoto@pwc.lu
	スイス		藤野 仁美 Hitomi Fujino	+41-79-693-3109	hitomi.f.fujino@pwc.ch
	ベルギー		横山 嘉伸 Yoshinobu Yokoyama	+32-473-910230	yoshinobu.yokoyama@pwc.com
	中東欧諸国*		山崎 俊幸 Toshiyuki Yamasaki	+420-733-611-628	toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com
米州	カナダ		北村 朝子 Asako Kitamura	+1-604-806-7101	asako.kitamura-redman@pwc.com
	米国		椎野 泰輔 Taisuke Shiino	+1-347-326-1264	taisuke.shiino@pwc.com
	メキシコ		加藤 幸博 Yukihiro Kato	+52-55-5263-6000	yukihiro.k.kato@pwc.com

※チェコ、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ウクライナ、リトアニアほか (2025年2月1日現在)

日本企業の海外事業支援の詳細はWebをご覧ください。

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/globalization.html>



本誌に関するご意見・ご要望ならびに送付先変更などのご連絡は、下記までお願ひいたします。

jp_llc_pwcs-view@pwc.com

PwC Japan有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

Tel : 03-6212-6800 Fax : 03-6212-6801

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwC Japan有限責任監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

© 2025 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.

PwC Japan Group represents the member firms of the PwC global network in Japan and their subsidiaries (including PricewaterhouseCoopers Japan LLC, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan, PwC Legal Japan). Each firm of PwC Japan Group operates as an independent corporate entity and collaborates with each other in providing its clients with auditing and assurance, consulting, deal advisory, tax and legal services.

